

ディスクロージャー誌

Tsurushin yokumi ai Report つるしんの現況 2016



○都留信用組合

ごあいさつ

皆さまには、平素より都留信用組合をご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。

平成27年度の当地域の経済を振り返りますと、観光関連におきましては、富士北麓・山梨県東部地域を訪れた観光客が富士山世界遺産登録の効果により増加し、引き続き好調でありました。

一方、製造業関連におきましては、大企業がアベノミクスの恩恵を受ける中で、私どものお取引先である中小零細企業並びに事業者のお客さまは、景気回復をなかなか実感できない状況であると思われます。

このような中、昨年度はお客様の事業のお役に立っていただこうと、7月に新潟県燕三条地区への「ものづくり工場視察」を行った他、10月に「“るるぶ” “ぐるなび”ビジネスマッチングセミナー」を開催、11月には「創業スクール」を平成26年度に引き続き開催し、本年2月には関東経済産業局 地域経済部によるセミナーを開催いたしました。さらに、本年4月には本部機構の見直しを行い「地域支援部」を創設し、公的支援制度の有効活用や創業・事業承継・経営改善の支援・販路拡大等、取引先のライフステージに応じた支援をこれまで以上に積極的に取り組む体制を整えました。

これからも信用組合の創立の原点に立ち返ったきめ細かいサービスを地域の皆さまに提供できるよう役職員一同努力してゆく所存であります。

本冊子は平成27年度の決算を終了した時点での経営内容についてまとめたものを、ディスクロージャー誌「つるしんの現況 2016」として作成いたしました。当組合を深くご理解いただく上で、参考になれば幸いに存じます。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成28年7月



理事長 細田幸次

CONTENTS

ごあいさつ	
組合信条・事業方針	1
経営方針	1
経営戦略	1
トピックス	2
地域への取り組み	3
新商品・新サービス	4
地域貢献活動	5
中小企業の経営の改善及び地域の活性化	
のための取組状況	6
金融円滑化に向けた取組状況について	7
当期の業績	8
経営の健全状況	9

当組合のあゆみ	10	内部統制基本方針	34
役員一覧	11	当組合の保険募集指針	35
当組合会計監査人の名称	11	リスク管理態勢	36
経営環境・事業の概況	12	主な手数料一覧	37
経理・経営内容	14	報酬体系について	38
資金調達	20	主な商品・各種サービスのご案内	39
資金運用	21	投資信託・保険・共済商品のご案内	42
その他の業務	24	事業の組織	43
自己資本の充実の状況	25	総代会等に関する情報開示	44
有価証券の時価等情報	31	つるしんネットワーク	46
主な事業の内容	32	お客様への大切なお知らせ	47
金融商品に係る勧誘方針	32	店舗一覧	48
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	33	苦情処理措置および紛争解決措置の内容	48
個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	33	索引	

組合の概況

●名 称	都留信用組合	●出 資 金	6,685 百万円	●組 合 員 数	49,339 人
●本店所在地	富士吉田市下吉田二丁目19番11号	●店 舗 数	22 店舗	●預 金 残 高	269,389 百万円
●創 業	昭和 27 年 3 月	●職 員 数	298 名	●貸 出 金 残 高	152,885 百万円

(平成28年3月末日現在)

組合信条・事業方針

組合信条

郷土のために生まれた都留信用組合は 郷土と共に発展する

- 1. つるしんは皆んなのもの
- 1. つるしんは信用に生きる
- 1. つるしんは常に前進する

当組合の歴史は昭和27年3月8日、山梨県認可第1号の信用組合として、輝かしい創業の第一頁が開かれております。その当時、服裏地の滞貨に悩む多くの企業家の救済・援助を目的としてスタートした歴史を顧みるとき、そこには一貫して脈打つ「地域のため、顧客（組合員）のため」という地域帰属の創立精神が、時代の変遷の中で引き継がれながら今日を築くに到ったのであります。

『郷土のために生まれた都留信用組合は郷土と共に発展する』

この『地域共生』こそ創業の精神であり、地域信用組合の原点であります。

経営方針

地域金融機関としてのつるしんは、協同組織金融機関としての使命を忘れず、郡内地域をこよなく愛し、限定された地域の中にあって、そこに居住する全ての生活者の豊かな暮らしと、そこに展開する全ての事業者の繁栄を願い、地域社会の中核として地域と共に歩み、地域社会の発展に貢献いたします。

経営戦略

① 経営力・組織力の強化

当組合が地域から存在価値を認知され支持されていくために役割と機能を十分に發揮できるよう経営力・組織力を強化していきます。また、当組合が地域社会の負託に応え信頼を得ていくために役職員一人ひとりが倫理意識の高揚を図り、法令遵守に徹していきます。

② ガバナンスの強化

業務の健全性および適切性を確保し、信用の維持および預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るために、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、業務全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底および各種リスクの的確な管理を行います。

③ 健全経営の確保

当組合は地域経済の中核を担うものとして、資産の健全化はもとより収益力の強化、自己資本の充実により経営健全性の維持・確保を目指していきます。

④ 企業の社会的責任（CSR）の推進

当組合はお客さまや地域社会から支持され、地域と共生する企業として主体的に社会的責任を果たしていきます。

Topics

◆富士山道を往く『御山参詣・富士まで歩る講2015』

(平成27年6月26日～平成27年6月30日)

江戸庶民の富士講のこころに思いを馳せ、街道の起点である東京日本橋から富士山登山道の起点である北口本宮富士浅間神社まで約120キロの行程を歩き通した、「御山参詣・富士まで歩る講2015」に協賛しております。



◆じゃがくんフェスタ

「東日本大震災被災地復興支援チャリティー物産展」 開催(平成27年7月25日)

福島県商工信用組合、いわき信用組合、那須信用組合、群馬県信用組合、協栄信用組合、大分県信用組合、七島信用組合、東京都檜原村観光協会の職員の皆さまといっしょに東日本大震災被災地復興支援として『じゃがくんフェスタ「東日本大震災被災地復興支援チャリティー物産展」』を開催しました。当日は各地の特産品・物産品の販売、檜原村特産のじゃがいもの無料配布、子どもさんには、ひのじゃがくん（檜原村）・ふじぴょん（富士河口湖町）をはじめとするご当地ゆるキャラとの写真撮影会、縁日（かき氷、やきそば、スーパー博打すくいなど）を行い、皆さんと楽しい一日を過ごしました。



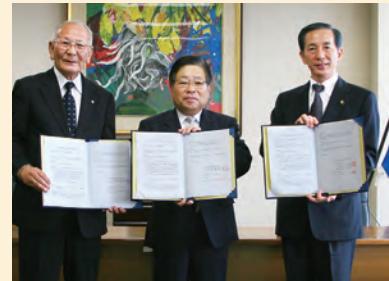
◆「地域見守り活動」調印

(当組合テリトリー内各市町村)

(平成27年8月4日～)



誰もが住み慣れた地域で安心・安全な暮らしの実現を図ることを目的に富士吉田市、富士河口湖町をはじめ当組合テリトリー内各市町村と、当組合が連携し、子どもから高齢者、障がい者などの見守り活動を行う「地域見守り活動」の調印をいたしました。



◆定住促進奨励金制度提携住宅ローンに関する協定書(富士吉田市)」調印

(平成28年3月30日)

当組合営業地域の各市町村においては、人口減少対策や活力ある地域社会の形成を目指して、転入者や若い世帯の住宅取得に対し奨励金を支給する定住促進制度を実施しております。当組合としてもこの取組みに関与し各市町村の施策を支援していくことが使命であると考えております。このことから他の地域金融機関と合同で富士吉田市と「定住促進奨励金制度提携住宅ローンに関する協定書」の調印を行いました。同様の取組みを行っている他の郡内地域の市町村とも順次協定を結び、「定住支援商品」の取扱い拡大を計画しております。



地域への取り組み

年金相談会の開催

法改正等により複雑化している年金制度の疑問点を解消し、お客さまに安心して確実な年金受給をして頂くために、専門知識を有する当組合職員の「年金アドバイザー」が個々のお客さまのケースに合わせた相談業務から年金受給までの対応をしております。また、平日お時間の取れないお客さまには日曜日(2月、3月、7月、8月第1日曜日)にも開催しております。

●ご相談のお申込み・お問い合わせ先●

営業推進部

営業店支援担当(年金アドバイザー)

0120-152640(フリーダイヤル)

ピーターパンカード寄付金贈呈

当組合の推奨するクレジットカード「しんぐみピーターパンカード」は、カード利用代金の0.5%を、信用組合業界の選定した「難病や障がいを持つ子供とその家族の支援」および「子供とその家族の健全育成」に合致した活動を行っている団体等へ寄付するシステムとなっております。当組合では1年に2回、その寄付金を地元児童施設等へ寄贈する取組みを継続しております。

第31回「郡内おかあさんコーラス大会」の開催

毎年おかあさんへの感謝の意を込めて「母の日」の前日に開催しております「郡内おかあさんコーラス大会」。平成27年度は平成27年5月9日に都の杜うぶすホールにて、36団体、740名が参加して盛大に開催いたしました。



第53回つるしん花いっぱい運動

(平成28年3月8日～平成28年3月31日)

地域密着を図る恒例行事として例年創立記念日に『自然を愛し花と緑の美しい街をつくりましょう』をスローガンに幼稚園児・小学生の花の絵等をロビーに展示、今年で53回目を迎えるに至りました。



つるしんゆうゆうクラブ

つるしんで公的年金を受給されているお客さまで構成されるつるしんゆうゆうクラブでは、会員のみなさまを対象に3年に一度歌謡コンサート等のイベントを開催、また各支店においても、日帰り親睦会、一泊旅行、ゲートボール大会等を企画・実施しております。

平成27年度は、「加山雄三 with ザ・ワイルドワイズコンサート」を河口湖ステラシアターで開催いたしました。



「安全・安心まちづくりネットワーク」活動

地域住民のみなさまが安全で安心して暮らせる街を作ることを目的に、富士吉田警察署・大月警察署・上野原警察署と「相互協力に関する協定」を締結し、管内における事件・事故の発生時等において、相互に協力して必要に応じて適切な措置を講じる「安全・安心まちづくりネットワーク」活動を推進しております。

「山梨県がん検診受診率向上プロジェクト」への参加

当組合では地域への社会貢献の一環として、山梨県及び各市町村、連携企業と「山梨県がん検診受診率向上プロジェクト」に参加。がんの早期発見、早期治療のために、がん検診の重要性を普及啓発し、受診勧奨に積極的に取り組んでおります。

また、がん撲滅のため物品販売手数料をチャリティとして、NPO法人へ募金する方式の自販機を本店と谷村支店の駐車場に設置しています。

障がいをお持ちのお客さまなどに配慮した取組み

すべてのATMは、視覚に障がいをお持ちのお客さまやご高齢のお客さまがスムーズにご利用できるハンドセット方式ATMとなっております。また、ATMまでの点字ブロックを敷設するなど配慮しております。

今後も継続して利便性向上に向けた取組みを行ってまいります。



つるしん鶴友懇話会の活動

「つるしん鶴友懇話会」は、当組合の取引先である事業経営者や後継者が主力で運営している組織です。セミナー、講演会開催、研修旅行等の活動を行っております。

鶴友懇話会講演会の開催（平成27年6月5日）

講師 海野 一幸 氏

J1リーグ「ヴァンフォーレ甲府」代表取締役会長としてご活躍の海野一幸氏を講師としてお招きして、第39回つるしん鶴友懇話会定期講演会が「ハイランドリゾートホテル＆スパ パンケットホール富士」にて開催され、同会員のほか、ヴァンフォーレ甲府サポーター、地元サッカーチーム関係者など300名以上が参加、『Jチームの在る喜び～存続の危機からモデルチームに～』と題し、貴重な講演をしていただきました。



「郷土の星アスリートプロ野球ナイター観戦応援ツアー」の実施（平成27年8月22日）

地元少年野球チームの子供たちに夏休みの思い出づくりとして企画しました田辺徳雄監督（富士吉田市出身）の埼玉西武ライオンズと小林雅英ピッチングコーチ（大月市出身）の千葉ロッテマリーンズとの一戦を地元少年野球の子供達・保護者等約500名で観戦しました。



青色パトロールカーによる防犯パトロール

つるしん鶴友懇話会では、地域の安全を守るために青色回転灯を装着した「青色パトロールカー」を導入し、営業エリア内の巡回パトロールを定期的に実施しております。

「中小企業ものづくり工場視察」と「郷土の星アスリートプロ野球ナイター観戦応援ツアー」の実施（平成27年7月3日～4日）

金属加工産業が盛んな街で洋食器の国内シェアが90%以上の新潟県燕市の高い技術力を保有する金属加工業3社を見学させていただきました。2日目は郷土の星である田辺徳雄監督（富士吉田市出身）が率いる埼玉西武ライオンズと小林雅英ピッチャーニンガ（大月市出身）の千葉ロッテマリーンズとの一戦を西武プリンスドームにて観戦しました。



「ヴァンフォーレ甲府少年サッカー教室」開催（平成27年9月20日）

地元青少年育成を目的に、くぬぎ平スポーツ公園にてサッカーJ1リーグのヴァンフォーレ甲府の選手を招き「少年サッカー教室」を開催しました。地元少年サッカーチーム11チームが参加し、青空の下で子どもたちが真剣に選手から指導を受けていました。最後はふれあいタイムとして選手との交流試合を行い、充実した一日となりました。



新商品・新サービス

指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険「ロングドリームGOLD」取扱開始(平成27年7月)

つるしん住宅ローン「アットホームαプレミアム」発(平成27年8月)

総合医療保険「メディカルKit R」取扱開始(平成27年9月)

職域提携企業役職員向け消費者ローン「グッドライフパートナー」発売(平成27年10月)

【組合員さま特典】「ATM時間外お引出し手数料無料およびATMを利用した他金融機関様宛て替振込手数料引下げ」(平成27年11月)

群馬県信用組合との共同企画「世界文化遺産でつながる懸賞品付定期預金『懸け橋』」販売(平成27年11月)※取扱終了

【公的年金振込指定ご予約者の皆さま特典】「うるおいリザーブ定期預金および定期積金」販売(平成28年1月)

【組合員さま限定】「じゃがくん誕生25周年特別金利定期預金『じゃがくんプレミアム定期預金』(平成28年3月)※取扱終了



地域貢献活動

●地域に貢献する信用組合の経営姿勢●

当組合は、郡内地域（山梨県東部富士五湖地域）を営業地区とし、地元の中小事業者や勤労者等の方々が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合金融機関です。

中小事業者や勤労者等地域住民のみなさま一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献し、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

●融資を通じた地域貢献●

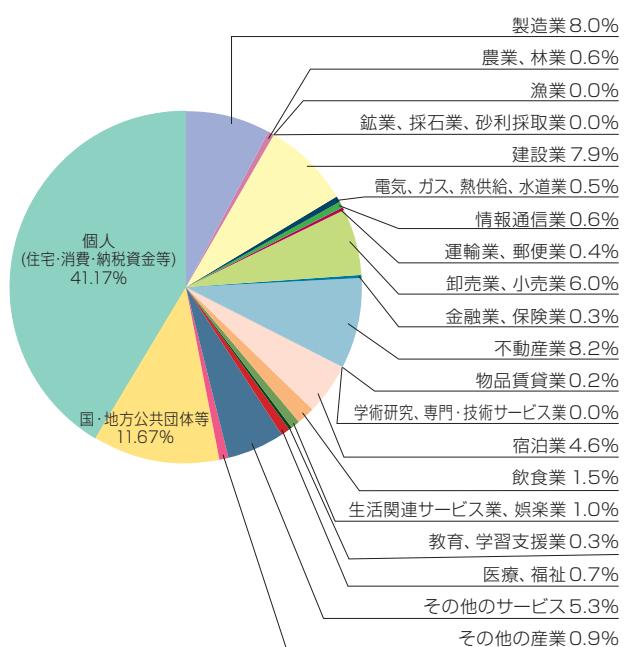
●貸出金残高の内訳(平成28年3月末現在)

(単位:千円、%)

業種別	金額	構成比
製造業	12,228	8.0
農業、林業	880	0.6
漁業	7	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0
建設業	12,058	7.9
電気、ガス、熱供給、水道業	807	0.5
情報通信業	904	0.6
輸送業、郵便業	618	0.4
卸売業、小売業	9,208	6.0
金融業、保険業	500	0.3
不動産業	12,512	8.2
物品賃貸業	296	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	30	0.0
宿泊業	7,094	4.6
飲食業	2,357	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,601	1.0
教育、学習支援業	385	0.3
医療、福祉	1,070	0.7
その他のサービス	8,089	5.3
その他の産業	1,433	0.9
小計	72,086	47.2
国・地方公共団体等	17,852	11.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	62,947	41.2
合計	152,885	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金の業種内訳(平成28年3月末現在)



●ボランティア活動●

当組合は『地域との共生』をテーマに、地域社会の社会福祉、環境整備、文化・スポーツの地域振興に積極的に参加しております。

特に営業地域に富士山・富士五湖を中心とした観光地を控えており、その地域の清掃活動・各種祭りイベントなどに積極的に取り組んでおります。またゲートボール大会・花いっぱい運動・郡内おかあさんコーラス大会の開催による文化振興等は当組合独自で実施しており、地域とのふれあいを常に大切にしております。良き企業住民としてさまざまな社会貢献活動を通じて地域社会から『信頼され、親しまれる』金融機関を目指しております。



名勝「猿橋」周辺清掃活動



チャレンジ富士五湖ウルトラマラソン



献血活動

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

当組合は、お客様一人ひとりの顔が見える対話を一番大切にし、最も身近で頼れる相談相手として、お客様の経営相談に関するきめ細かな支援に全役職員が一体となって取り組んでおります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、中期事業計画に「金融円滑化への取組み」と題し、「適切な受付態勢の継続」、「経営計画書等の策定支援とモニタリングによる進捗状況管理」の2項目を掲げ、中小企業の経営支援に取り組んでおります。

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針について

当組合は「地域共生」の精神の下、山梨県富士北麓・東部地域の経済発展に寄与すべく、地域社会の中核として地域と共に歩み続けております。中小企業の皆さまに対する経営支援として、金融支援はもちろんのこと、平成20年度に実施された「地域力連携拠点事業」(関東経済産業局委託事業)を皮切りに、「中小企業応援センター事業」、「中小企業支援ネットワーク強化事業」と外部専門家と連携した企業支援活動にも取り組んでまいりました。平成24年11月からは「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」としての活動を開始しております。事業計画策定・実行支援や国・山梨県等の中小企業支援施策の紹介・活用支援を通じ、今後も中小企業支援を推進いたします。

2. 態勢整備の状況について

当組合の中小企業支援においては、本部に専担部署である地域支援部を設置し、より一層のコンサルティング機能の発揮に努めると共に、外部専門家や山梨県中小企業再生支援協議会との連携も推進しております。

3. 取組状況について

a. 創業・新事業開拓支援

平成27年10月から11月にかけて創業・新事業開拓におけるアイディアの発想方法から事業計画策定までを5日間コースで学ぶ「山梨県東部地域創業スクール」を開催し、22名が参加いたしました。また、創業・新事業展開支援として11回の専門家派遣も行っております。今後も市町村や各種支援機関と連携し、創業・新事業を志すお客様の支援を推進いたします。



b. 成長段階支援

成長段階にあるお客様への支援として、販路拡大を目的とした専門家派遣を7回実施いたしました。また、平成26年度補正予算による「新ものづくり補助金」の申請支援を行い、3件が採択されております。また、平成27年度補正予算による「小規模事業者持続化補助金」等各種中小企業支援施策や当組合共催の農商工マッチングフェア等の情報提供も実施しております。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等支援

経営改善支援として、山梨県中小企業再生支援協議会を活用した支援も3件行っております。

4. 地域の活性化に関する取組状況

- 平成27年10月6日、観光・飲食・宿泊などに携わる事業者を対象に、販路拡大支援を目的として、旅行誌「るるぶ山梨」、グルメサイト「ぐるなび」の活用方法を紹介するセミナーを開催いたしました。
- 平成28年2月17日、関東経済産業局のご協力の下、地域の中小企業・小規模事業者さまを対象に「国の中小企業支援の考え方とその具体策」をテーマに講演会を実施いたしました。これにより、広く地域の皆様方に国の実施する中小企業支援施策の活用を促しました。



中小企業支援施策セミナー

※併せて、P2～P5 「トピックス」、「地域への取り組み」、「地域貢献活動」 もご参照ください。

金融円滑化に向けた取組状況について

当組合は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理態勢の下、方針に則り金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

●貸付条件の変更等の実施状況（平成21年12月4日から平成28年3月31日まで）

1. お客さまが中小企業者である場合

(単位：件数)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	3月末	3月末	3月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,819	4,269	4,709	5,137
うち、実行に係る貸付債権の数	3,693	4,132	4,558	4,984
うち、謝絶に係る貸付債権の数	19	25	35	39
うち、審査中の貸付債権の数	20	13	16	10
うち、取下げに係る貸付債権の数	87	99	100	104

2. お客さまが住宅資金借入者である場合

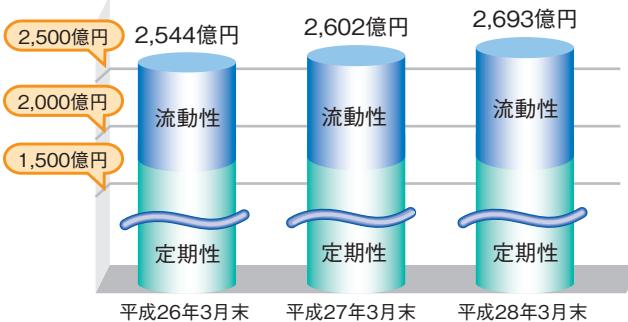
(単位：件数)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	3月末	3月末	3月末	3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	204	223	249	263
うち、実行に係る貸付債権の数	167	186	211	226
うち、謝絶に係る貸付債権の数	14	14	14	14
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	22	23	23	23

当期の業績

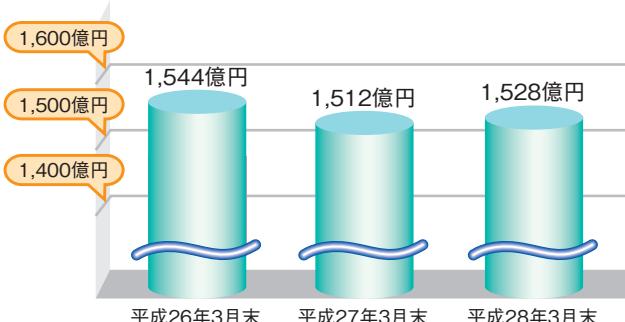
●預 金 ●

つるしんは、地域のみなさまから総額で2,693億円の預金を主に定期預金としてお預りしております。



●貸出金 ●

つるしんは、お預りした預金により1,528億円の貸出を行っています。貸出先は基本的に地域の中小企業及び個人の組合員のみなさまが対象であり、中小企業と住民の金融円滑化をお手伝いしております。



●コア業務純益 ●

主として貸出金など資金の運用収益から預金など資金の調達費用を差し引き、「一般貸倒引当金純繰入額」及び「国債等債券関係損益」を除いた実質的な金融機関本来の営業活動による利益のことです。

平成25年度	1,046百万円
平成26年度	903百万円
平成27年度	879百万円

●経常利益 ●

金融機関の通常業務による利益のことで「経常収益」から「経常費用」を引いたものです。

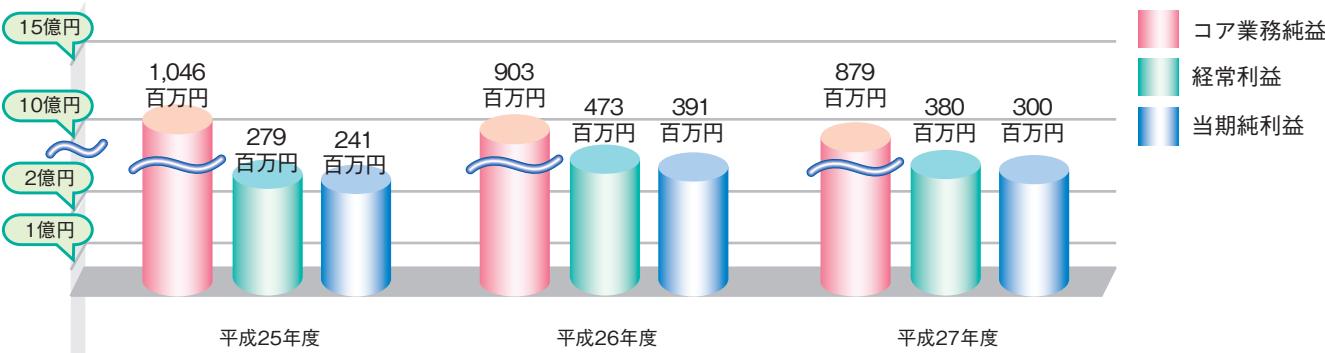
平成25年度	279百万円
平成26年度	473百万円
平成27年度	380百万円

●当期純利益 ●

「当期純利益」とは「経常利益」にその年限りの特別な利益や損失を加減して、税金を控除した後の最終的な利益のことです。

平成25年度	241百万円
平成26年度	391百万円
平成27年度	300百万円

●収益の推移 ●



平成27年度の当組合の業況は、預金は年金振込年間232億円の歩留りや、群馬県信組と共同で実施した「世界遺産でつながる懸賞品付定期預金“懸け橋”」など中小口定期預金の増強策が実を結び、前期末に比べ91億41百万円増加の2,693億89百万円となりました。

また、貸出金は「平成27年度『事業所新軒開拓推進運動』“アタック1,000軒”」及び「平成27年度保証協会付保融資推進運動」を展開し、また、得意先様を中心に増強を図った消費者ローンの残高が過去のピークを更新するなどして、前期末に比べ15億99百万円増加の1,528億85百万円となりました。

損益については、市場金利の低下等により貸出金利息が減少したものの、保険商品の窓販推進や有価証券の積極的な運用、経費削減などに努めました。その結果、本業の利益を示すコア業務純益は8億79百万円、経常利益は3億80百万円、当期純利益は3億円を計上することができました。

平成28年度につきましては引き続き、なお一層の経営体質強化に力を注ぎ、みなさまに信頼されるつるしんを目指してまいります。

経営の健全状況

自己資本比率

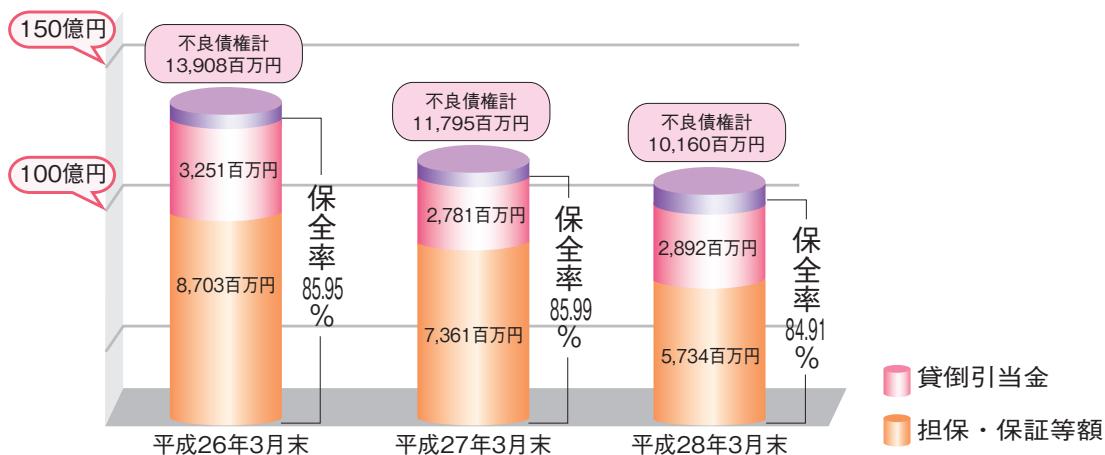
自己資本比率は総資産に対する自己資本の割合を示す比率で、金融機関経営の健全性、安全性を計る重要な指標の1つとされ、海外に営業拠点を持つ金融機関は8.0%以上を、国内のみ営業を行う金融機関は4.0%以上を維持することが求められています。つるしんは国内のみで営業を行う金融機関であり、4.0%以上の自己資本比率が求められておりますが、平成28年3月末の自己資本比率は厳しい経営環境下にあって、国内基準を安定的に上回る9.75%を確保でき、経営基盤は強固なものとなっております。平成28年度は引き続き自己資本を高め、安心していただけるつるしんを目指してまいります。



金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況(正常債権除く)

平成28年3月末の金融再生法上の不良債権は、平成27年3月末と比較して、1,634百万円減少しました。つるしんではこれらの不良債権について適切な「担保」「引当金」等による保全を図っております。

- (注) 1. 金融再生法開示債権とは、金融再生法に基づき開示が義務付けられている債権です。
- 2. 金融再生法開示債権から正常債権を除いた債権が不良債権です。
- 3. 「担保・保証」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
- 4. 記載の「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。



当組合のあゆみ(沿革)



昭和37年 新築移転当時の本店



現在の本店

- **昭和27年(1952年)3月**
山梨県認可第1号信用組合として富士吉田市下吉田38番地にて
都留信用組合創業
初代組合長 渡邊 新
- **昭和28年(1953年)3月**
北都留郡上野原町上野原2026番地にて上野原信用組合創業
- **昭和28年(1953年)7月**
本店新築移転(富士吉田市下吉田294番地へ)
- **昭和37年(1962年)5月**
現本店を現在地に新築移転
- **昭和45年(1970年)5月**
石原茂専務理事が理事長に就任
- **昭和46年(1971年)12月**
本店ビル増改築
- **昭和52年(1977年)6月**
預金500億円達成
- **昭和54年(1979年)6月**
預金オンラインシステム稼働
- **昭和56年(1981年)10月**
融資オンラインシステム稼働
- **昭和57年(1982年)9月**
預金1000億円達成
- **昭和59年(1984年)4月**
為替オンラインシステム稼働
- **昭和63年(1988年)12月**
石原茂理事長退任、理事会長へ、新理事長に渡邊彬就任
- **平成元年(1989年)7月**
鳴沢村指定金融機関業務取扱開始
- **平成3年(1991年)3月**
預金2000億円達成
- **平成3年(1991年)5月**
新事務センター完成
- **平成6年(1994年)8月**
都留信用組合と上野原信用組合が合併し『都留信用組合』
として新たにスタートする
- **平成10年(1998年)5月**
信組共同センターへ加盟
- **平成16年(2004年)10月**
四方津支店を上野原支店に統合
- **平成17年(2005年)10月**
富浜支店を猿橋支店に統合
- **平成19年(2007年)6月**
渡邊彬理事長退任、理事会長へ、新理事長に渡邊征夫就任
- **平成20年(2008年)9月**
為替電行発信(OCR)新システムスタート
- **平成20年(2008年)12月**
河口湖北支店を河口湖支店に統合
- **平成21年(2009年)9月**
大月西支店を大月支店に統合
- **平成22年(2010年)12月**
渡邊征夫理事長退任、新理事長に細田幸次就任
- **平成23年(2011年)2月**
道志村指定金融機関業務取扱開始
- **平成24年(2012年)11月**
経営革新等支援機関認定
- **平成25年(2013年)2月**
でんさいネットサービス開始



●組合員の推移

(単位:人)

区分	平成26年度末	平成27年度末
個人	46,385	46,588
法人	2,734	2,751
合計	49,119	49,339

役員一覧



常勤監事 加賀美 剛 常勤監事 石原 進 常勤理事 渡辺 優 常勤理事 渡辺 輝雄 常勤理事 齊藤 信久 常勤理事 渡辺 金男
 常勤理事 渡辺 友良 常務理事 石原 正男 理事長 細田 幸次 常務理事 天野 一則 常勤理事 萱沼 幾男

理事長	細田 幸次	理 事	井出 隆(※)
常務理事	石原 正男	理 事	渡辺兼二郎(※)
常務理事	天野 一則	理 事	谷内 邦男(※)
常勤理事	渡辺 友良	理 事	青木 光昭(※)
常勤理事	萱沼 幾男	理 事	小林 正民(※)
常勤理事	渡辺 優	理 事	渡邊 森久(※)
常勤理事	渡辺 輝雄	常勤監事	石原 進
常勤理事	齊藤 信久	常勤監事	加賀美 剛
常勤理事	渡辺 金男	員外監事	鈴木 宏

(平成28年6月末現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●当組合会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人 (平成28年6月末現在)

経営環境・事業の概況

平成27年度の事業報告

経営環境

平成27年度のわが国の経済を振り返りますと、政府の経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、好調なインバウンド需要や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、夏場の天候不順の影響や中国を中心とする新興国の景気の減速等の影響もあり、年度後半の景気は踊り場の状況になりました。

また、地方経済は、少子高齢化の進展、人口の主要都市部への一極集中による人口減少、人手不足の顕在化等により、一層厳しさを増しました。

一方、中小企業・小規模事業者の業況については、人手不足や人件費の上昇、価格転嫁の遅れなどが足かせとなっているうえに、中国経済の減速や個人消費のもたつきもあり、一進一退の依然として厳しい状況が続きました。

業績

こうした経済環境の下、貸出金につきましては、「平成27年度『事業所新軒開拓推進運動』“アタック1000軒”」及び「平成27年度保証協会付保融資推進運動」を展開し、また、得意先係を中心に増強を図った消費者ローンが過去のピークを更新するなどして、貸出金期末残高は前期末に比べ15億99百万円増加の1,528億85百万円となりました。

預金につきましては、年間に振り込まれる年金232億円の内の歩留りや、群馬県信組と共同で実施しました「世界遺産でつながる懸賞品付定期預金“懸け橋”」など中小口定期預金の増強策が実を結び、預金期末残高は前期末に比べ91億41百万円増加の2,693億89百万円となりました。

損益につきましては、市場金利の低下等により貸出金利息が減少したものの、保険商品の窓販推進や有価証券の積極的な運用、経費削減などに努めました。その結果、本業の利益を示すコア業務純益は8億79百万円、経常利益は3億8百万円、当期純利益は3億円を計上することができました。

事業の展望及び課題

さて、平成28年度を展望しますと、政府の経済政策等の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれていますが、金融機関においては日銀が導入したマイナス金利政策の影響により収益環境が大きく変化することが予想されております。

当地域においては、好調なインバウンド需要に支えられ、一部で景気の回復を実感しているものの、多くの事業者や生活者は景気の回復が実感できない状況にあります。

当組合としましては、小規模事業者や生活者のニーズに応えるため、本年4月に本部機構の見直しを行い『地域支援部』を新設し、公的支援制度の有効活用や、創業・事業承継・経営改善の支援・販路拡大等、取引先のライフステージに応じた支援に、より積極的に取り組む体制を整えました。

また、昨年当組合の営業地区の市町村と締結した「見守り活動」を通じて地域の安心・安全に貢献するとともに、お客様のニーズにお応えすべく渉外活動をさらに強化するなど、これからも信用組合の創立の原点に立ち返ったきめ細かなサービスを地域の皆さんに提供できるよう努力して参る所存です。

Tsurushin Report 2016

DATA データ編

経理・経営内容	14
資金調達	20
資金運用	21
その他の業務	24
内部監査有効性の確認と法定監査状況	24
自己資本の充実の状況	25
有価証券の時価等情報	31

(注)

- 1.本文記載の数値は、原則として単位未満を切捨てています。このため、合計または差し引きした数値は、内訳に計上された数値をそのまま加算または減算したものと必ずしも一致しません。
- 2.「〇」は単位未満、「—」は皆無または該当なしを表しています。

Business and Outline 業務と概要編

主な事業の内容	32
主要な商品・各種サービスのご案内	39
投資信託・保険・共済商品のご案内	42
事業の組織	43
総代会等に関する情報開示	44
つるしんネットワーク	46

経理・経営内容

貸借対照表

(単位:千円)

資産	平成26年度	平成27年度
現金	3,181,058	3,370,435
預け金	96,765,759	99,809,967
有価証券	20,388,899	25,023,216
国債	2,845,140	3,905,870
地方債	2,966,627	4,164,152
社債	9,680,970	10,133,057
株式	599,813	1,717,670
その他の証券	4,296,348	5,102,467
貸出金	151,286,869	152,885,970
割引手形	1,145,923	1,033,116
手形貸付	7,047,665	6,417,282
証書貸付	138,901,371	141,283,527
当座貸越	4,191,908	4,152,044
その他資産	1,392,812	1,678,978
未決済為替貸	14,637	16,347
全信組連出資金	697,700	697,700
未収収益	427,678	302,542
その他の資産	252,796	662,388
有形固定資産	2,872,013	2,817,382
建物	1,195,210	1,104,451
土地	1,492,551	1,544,588
リース資産	3,468	18,204
建設仮勘定	—	1,857
その他の有形固定資産	180,783	148,279
無形固定資産	136,613	135,597
ソフトウェア	2,910	4,262
リース資産	2,493	191
その他の無形固定資産	131,209	131,143
繰延税金資産	139,467	143,223
債務保証見返	181,152	188,750
貸倒引当金	△3,131,064	△3,456,144
(うち個別貸倒引当金)	(△2,484,153)	(△2,739,700)
合計	273,210,581	282,597,378

(単位:千円)

負債及び純資産	平成26年度	平成27年度
預金積金	260,248,653	269,389,978
当座預金	2,578,994	2,365,449
普通預金	89,299,531	96,747,751
貯蓄預金	670,716	664,747
通知預金	30,140	30,140
定期預金	151,143,450	152,265,395
定期積金	15,422,963	16,276,557
その他の預金	1,102,857	1,039,936
借用金	—	301,000
当座借越	—	301,000
その他負債	417,565	440,811
未決済為替借	35,364	31,122
未払費用	124,928	138,428
給付補填備金	9,347	6,972
未払法人税等	7,233	7,233
前受収益	21,726	23,234
払戻未済金	22,140	32,774
職員預り金	100,250	95,263
リース債務	4,131	17,666
資産除去債務	48,166	49,237
その他の負債	44,277	38,878
賞与引当金	84,000	115,220
退職給付引当金	369,905	210,888
役員退職慰労引当金	68,657	72,921
睡眠預金払戻損失引当金	8,293	12,910
偶発損失引当金	25,722	26,878
債務保証	181,152	188,750
負債の部合計	261,403,950	270,759,359
(純資産の部)		
出資金	6,687,597	6,685,909
普通出資金	6,687,597	6,685,909
利益剰余金	4,908,459	5,077,333
利益準備金	1,069,017	1,139,962
その他利益剰余金	3,839,441	3,937,371
特別積立金	3,130,000	3,130,000
当期末処分剰余金	709,441	807,371
組合員勘定計	11,596,056	11,763,242
その他有価証券評価差額金	210,575	74,776
評価・換算差額等合計	210,575	74,776
純資産の部合計	11,806,631	11,838,019
合計	273,210,581	282,597,378

経理・経営内容

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:百万円)

区分	平成26年度					平成27年度				
	取得原価	時価	評価損益	うち益	うち損	取得原価	時価	評価損益	うち益	うち損
満期保有目的債券	400	474	74	74	—	200	275	75	75	—
その他有価証券	19,702	19,988	286	327	41	24,721	24,822	101	957	855
うち株式	603	599	△3	4	8	2,064	1,717	△347	0	347
うち債券	15,126	15,392	266	269	3	17,224	18,103	878	898	19
うちその他	3,971	3,996	24	53	29	5,431	5,002	△429	58	488
有価証券合計	20,102	20,462	360	401	41	24,921	25,098	177	1,033	855
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デリバティブ等商品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 有価証券の評価は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。詳細につきましては、貸借対照表の注記をご参照ください。

2. デリバティブ等商品の取り扱いはありません。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種目	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流动性預金	95,608,846	36.3	99,852,777	37.1
定期性預金	166,761,321	63.3	168,105,538	62.5
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	691,456	0.2	634,651	0.2
合計	263,061,625	100.0	268,592,967	100.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

区分	平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	215,443,584	82.7	222,013,190	82.4
法人	44,805,069	17.2	47,376,788	17.5
一般法人	33,837,648	13.0	35,799,372	13.2
金融機関	262,112	0.1	32,462	0.0
公金	10,705,309	4.1	11,544,954	4.2
合計	260,248,653	100.0	269,389,978	100.0

定期預金残高の内訳

(単位:千円)

種別	平成26年度		平成27年度	
	金額	金額	金額	金額
固定自由金利定期預金	151,134,802		152,262,262	
変動自由金利定期預金		8,648		3,133
その他の	—	—	—	—
合計	151,143,450		152,265,395	

(注) 1. 固定自由金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

2. 変動自由金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項目	平成26年度	平成27年度
財形貯蓄残高	216,983	209,885

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,035,188	0.6	1,178,870	0.7
手形貸付	7,523,909	4.9	5,932,622	3.9
証書貸付	140,321,001	91.7	138,157,910	92.5
当座貸越	4,116,308	2.6	4,068,356	2.7
合計	152,996,407	100.0	149,337,761	100.0

貸出金固定・変動金利別残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年年度		平成27年年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利	80,436,227		78,090,449	
変動金利	70,850,641		74,795,520	
合計	151,286,869		152,885,970	

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	3,204,308	2.1	2,680,857	1.7
有価証券	33,628	0.0	33,628	0.0
動産	788,441	0.5	908,828	0.5
不動産	74,572,263	49.2	74,387,686	48.6
その他の	—	—	—	—
小計	78,598,642	51.9	78,011,000	51.0
信用保証協会・信用保険	47,488,042	31.3	16,031,050	10.4
保証	6,465,810	4.3	39,260,406	25.6
信用	18,734,373	12.3	19,583,512	12.8
合計	151,286,869	100.0	152,885,970	100.0

(注)信用保証協会の保証については、平成26年度までは「信用保証協会・信用保険」欄に計上しておりましたが、平成27年度より「保証」欄に計上しております。

債務保証見返の担保別内訳

(単位：千円)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	15,941		4,291	
有価証券	—		—	
動産	—		—	
不動産	147,599		169,531	
その他の	—		—	
小計	163,540		173,822	
信用保証協会・信用保険	2,494		1,633	
保証	908		536	
信用	14,208		12,758	
合計	181,152		188,750	

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	65,699,979	43.4	68,120,534	44.5
設備資金	85,586,890	56.5	84,765,435	55.4
合計	151,286,869	100.0	152,885,970	100.0

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成26年度	平成27年度	
		経過措置による不算入額	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	11,464		11,663
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,687		6,685
うち、利益剰余金の額	4,908		5,077
うち、外部流出予定額(△)	131		100
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	649		716
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	649		716
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,114		12,379
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額の合計額	21	85	42
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21	85	42
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	21		42
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(口)) (ハ)	12,092		12,337
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	111,671		118,441
資産(オン・バランス)項目	111,533		118,283
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 815		△ 687
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額	85		63
うち、繰延税金資産	—		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 900		△ 751
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オフ・バランス取引等項目	137		158
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	3		2
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,424		8,084
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーションル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセットの額の合計額 (二)	120,095		126,526
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ)/(二))	10.06%		9.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	111,671	4,466	118,441	4,737
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	112,487	4,499	119,129	4,765
(i) ソブリン向け	91	3	90	3
(ii) 金融機関向け	19,583	783	20,147	805
(iii) 法人等向け	22,772	910	25,021	1,000
(iv) 中小企業等・個人向け	31,701	1,268	34,420	1,376
(v) 抵当権付住宅ローン	12,482	499	12,039	481
(vi) 不動産取得等事業向け	8,358	334	8,268	330
(vii) 3ヶ月以上延滞等	3,339	133	2,711	108
(viii) 出資等	2,928	117	6,466	258
出資等のエクスポージャー	2,928	117	6,466	258
重要な出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,501	60	1,252	50
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	697	27	697	27
(xi) その他	9,030	361	8,013	320
② 証券化工クスボージャー	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	85	3	63	2
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 900	△ 36	△ 751	△ 30
⑤ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	0	0
⑥ 中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーションル・リスク	8,424	336	8,084	323
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	120,095	4,803	126,526	5,061

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスボージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスボージャーです。具体的には、取立未済手形、信用保証協会による保証付融資、出資等が含まれます。
 6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$<\text{オペレーションル・リスク (基礎的手法)} \text{ の算定方法} > \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
製造業	209	190	△ 18	96	190	287	12	—
農業、林業	66	32	△ 34	△ 8	32	23	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	407	411	4	102	411	514	3	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	10	4	△ 10	10	—	—	—
運輸業、郵便業	2	2	0	0	2	1	—	—
卸売業、小売業	424	441	17	44	441	486	△ 7	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	423	437	14	△ 107	437	330	0	—
物品賃貸業	3	—	△ 3	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	370	217	△ 153	12	217	229	3	—
飲食業	53	65	11	△ 5	65	59	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	103	11	△ 92	△ 5	11	5	0	0
教育、学習支援業	—	—	—	2	—	2	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	563	384	△ 179	36	384	420	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	190	279	88	98	279	377	13	—
合計	2,824	2,484	△ 340	255	2,484	2,739	26	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	平成 26 年度		平成 27 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	17	34,159	16	31,068
10%	—	10,353	—	14,976
20%	3	97,933	3	100,853
35%	—	35,694	—	34,428
50%	4,910	3,925	5,011	3,434
75%	—	44,986	—	48,288
100%	701	41,751	1,000	45,212
150%	—	842	—	877
250%	—	746	—	700
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	5,633	270,394	6,032	279,840

(注) 1. 格付は、適格金融機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

有価証券の時価等情報

■売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	99	104	4	99	102	2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	300	369	69	100	172	72
	小計	400	474	74	200	275	75
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		400	474	74	200	275	75

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

■その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	110	106	4	96	96	0
	債券	14,296	14,027	269	17,621	16,723	898
	国債	2,845	2,812	32	3,905	3,507	398
	地方債	2,668	2,600	67	3,964	3,800	164
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,783	8,614	168	9,751	9,415	335
	その他	2,995	2,941	53	485	426	58
	小計	17,402	17,075	327	18,203	17,245	957
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	450	458	△8	1,580	1,928	△347
	債券	1,095	1,099	△3	481	501	△19
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	198	200	△1	99	100	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	897	899	△2	382	401	△19
	その他	1,000	1,030	△29	4,516	5,005	△488
	小計	2,547	2,588	△41	6,579	7,435	△855
合計		19,950	19,663	286	24,782	24,680	101

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれておりません。

■時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非上場株式	38		40	

主な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として外国送金その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受け国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(ア) 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の業務の代理

(ブ) 信用協同組合及び信用協同組合連合会、株式会社商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介

(シ) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預かり及び貸金庫業務

(チ) 国債等の窓口販売

(リ) 投資信託の窓口販売

(ヌ) 保険商品の窓口販売

(ル) 個人型確定拠出年金の受付業務

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融機関商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧説は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧説が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧説についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢・個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

- ① 中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
- ② 組合員の経済的地位の向上に資し、
- ③ ひいては地域社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕することを目的に尽力して参りました。

こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、信用組合の行動綱領として下記項目を定めております。

- | | | |
|--------------------|-------------------|-----------------|
| 1. 信用組合の公共的使命 | 2. きめ細かい金融サービスの提供 | 3. 法令やルールの厳格な遵守 |
| 4. 地域社会とのコミュニケーション | 5. 職員の人権の尊重等 | 6. 環境問題への取組み |
| 7. 社会貢献活動への取組み | 8. 反社会的勢力との関係の遮断 | |

当組合が協同組織金融機関として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることとは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。

そのため具体的な取組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各部店に備え置き、コンプライアンス研修会等を通して、これを全役職員に周知させております。

また、本部・営業店にコンプライアンス担当者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。更に、「リスク管理委員会」を定期的に開催し、当組合全体のコンプライアンス対応状況の的確な把握と管理に努めております。

当組合では「金融商品の販売等に関する法律」の施行に伴い、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備と個々の営業職員の資質の向上を目指しております。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下「法等」という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載(又は、各店舗のデジタルサイネージ等に掲示。)することにより、公表します。

1.個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、所定(詳細はホームページをご覧ください)の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合(ほか、利用いたしません)。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。

- (1)預金口座のご新規申込みの際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3.個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で特定の第三者(詳細はホームページをご覧ください)へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1)法令等に基づき必要と判断される場合

(2)公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

4.個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取扱いを外部に委託することができます。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5.個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合のホームページに公表する特定の者と共同利用しております。

6.個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7.お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があつた場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があつた場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があつた場合(法等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧説のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

**【当組合 総務部《個人情報の取扱い等に関する窓口》】 ☎ 0120-302144
電話 0555-24-4850 FAX 0555-22-2624 Eメール:keieikanri@tsurushinkumi.co.jp**

内部統制基本方針

当組合は、次の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「法令等遵守基本方針」、「倫理規程」、「職員行動規程」及び「法令等遵守規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門である総務部で一元的に所管するとともに、各部店に法令等遵守担当者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部店の上司又は法令等遵守担当者を介さず、直接、総務部に報告・相談を行うことができる。
- (5) 監査部は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 「理事会規程」、「文書取扱規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理態勢等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理は統合的リスク管理部門である総務部で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) 監査部は、リスク管理状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するために、年間6回以上又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに、「職務権限規程」を制定する。
- (2) 理事会において、中期事業計画および各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 総務部は、法令等の遵守状況について、監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用者を置くことを求めることがあるものとする。その場合における当該使用者等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・議決された事項は、この限りではない。
 - a.理事会等で決議された事項
 - b.組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c.リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d.重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e.コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f.その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合は監事に直接報告できる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

当組合の保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
 - 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適正な説明を行います（参考事項の1.参照）。
 - 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当組合は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当組合の組合員の方」「当組合から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客さま」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金等の額を限度としてお取扱いさせていただきます（参考事項の2.参照）。
- ※詳細は、該当商品の募集を行わせていただく際にご説明をさせていただきます。

1.個人年金を除く生命保険商品

保険契約者一人あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度。

2.傷害保険を除く三分野の保険商品（医療保険等）

保険契約者一人あたり、以下の各項目に定められた給付金額を限度

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| ①診断等給付金（一時金形式） | …1保険事故につき100万円 |
| ②入院給付金 | …日額5千円、特定の疾病に係る保険は日額1万円 |
| ③手術給付金 | …1手術につき20万円、特定の疾病に係る保険は40万円 |
| ④診断等給付金（年金形式） | …月額換算5万円 |

- 当組合は、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともあります。
- 当組合は、保険募集時の相談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。
また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談の内容は記録し、適切に管理いたします。

◆ 保険募集に関する苦情・ご相談窓口 ⇒ 都留信用組合 総務部

□ 0120-302144 (平日 9:00~17:00)
TEL 0555-24-4850
FAX 0555-22-2624

◆ 契約内容・各種お手続きに関する照会窓口 ⇒ 都留信用組合 営業推進部

□ 0120-152640 (平日 9:00~17:00)
TEL 0555-24-4855
FAX 0555-22-6827

<参考事項>

1.保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いるのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

2.一部商品における法令上の販売制限について

当組合の取引商品のうち、「個人年金保険・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険」を除いた保険商品につきましては、ご加入いただけるお客さまの範囲や保険金その他の給付金の額等に制限が課せられています。

- (1) 当組合に融資の申込みをしている期間中は、お客さまおよび密接関係者の方（お客さまが法人の場合はその代表者、お客さまが法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをしている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱いすることができません（ただし、当組合の組合員の方はお取扱い可能です）。
- (2) 保険契約者・被保険者になる方が下記①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱いすることができません（ただし、当組合の組合員の方はお取扱い可能です）。

①当組合から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

- (3) 当組合は、個人年金保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く三分野の保険商品（医療保険等）については、「上記①または②に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務している従業員・役員の方」を保険契約者とする保険募集を行う場合、保険契約者1名様あたりの通算の保険金その他の給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。

○個人年金を除く生命保険商品

保険契約者1名様あたりの保険金その他の給付金の額の合計について、1,000万円を限度

○傷害保険を除く三分野の保険商品

保険契約者1名様あたり、以下のそれぞれ給付金毎に定められた上限額を限度

給付金等の種類	保険事故等の内容	給付金等の上限額
①診断等給付金（一時金形式）	疾病診断または要介護状態	1つの保険事故につき、疾病診断・要介護状態のそれぞれにつき100万円
②入院給付金	人が入院したこと（ケガを除く）	・特定疾病（注）の治療のための入院 …… 日額1万円 ・上記以外の入院 ……………… 日額5千円 ※ただし、以上をあわせて合計1万円以下
③手術給付金	人が手術したこと（ケガを除く）	・特定疾病（注）の治療の手術 ……… 1手術40万円 ・上記以外の手術 ……………… 1手術20万円 ※ただし、以上をあわせて合計40万円以下
④診断等給付金（年金形式）	疾病診断または要介護状態、かつ、その後の所定の時期における被保険者の生存	月額換算5万円

（注）「特定疾病」とは、悪性新生物（がん）、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいすれか1つ以上の疾病を含む10個を超えない範囲内の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。

リスク管理態勢

■リスク管理態勢

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化しております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理態勢の充実に努めております。

具体的には、各種リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションル・リスクに分類し、各リスクの正確な把握に努めるとともに、「リスク管理委員会」を設置し、この委員会においてこれらのリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。

信用リスク

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価格が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクです。

当組合では貸出資産の健全性を維持するため、本部と営業店が連携しつつそれぞれの立場において専門的かつ厳正な与信判断を行っております。

また、職員に対しては、融資勉強会、各種の教育・研修を徹底しており、審査能力の向上に努めております。

市場リスク

「市場リスク」とは、金利、為替、価格変動等の様々なリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクです。

当組合ではALM (Assets and Liabilities Management: 資産と負債の総合管理) の観点からリスク管理委員会において、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクなどの市場リスクへの迅速な対応や、的確な収益状況の把握に努めております。

流動性リスク

「流動性リスク」とは、運用と調達の期間ミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）です。

当組合では、日々の資金繰りスタンスについては平成12年8月に「資金運用基準」を制定し、また平成15年4月には緊急に資金調達を要する事態が生じた場合に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として「流動性危機管理要領」を制定し、資金繰りリスクに備えております。市場流動性リスクについても日頃から金融・経済動向の把握や「資金運用基準」に基づく運用を心がけ、リスクを最小限に抑えるよう努めています。

オペレーションル・リスク

「オペレーションル・リスク」とは、当組合の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当組合では「オペレーションル・リスク」を「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」の6つに区分し、これらリスクを総合的に管理しております。

- ・「事務リスク」とは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクです。
- ・「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等、システムの不備等に伴い当組合が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されたことにより当組合が損失を被るリスクです。
- ・「法務リスク」とは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などを当組合が被るリスクです。
- ・「人的リスク」とは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などを当組合が被るリスクです。
- ・「有形資産リスク」とは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などを当組合が被るリスクです。
- ・「風評リスク」とは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などを当組合が被るリスクです。

当組合では、「情報システム運用管理マニュアル」を制定し、役職員ひとりひとりがリスク防止意識をしっかりと持ち、コンピュータやネットワークシステムを事故や人為的な不正行為から守り、システムの安全性を確保するよう努めています。

主な手数料一覧

手数料一覧

種類			単位	手数料額	
送金			1件	648円	
窓口扱い	本支店同一店舗宛*	5万円未満	1件	108円	
		5万円以上	1件	324円	
	当組合本支店宛	5万円未満	1件	216円	
		5万円以上	1件	432円	
	電信扱	5万円未満	1件	216円	
		5万円以上	1件	432円	
	他行宛	文書扱	5万円未満	1件	648円
		文書扱	5万円以上	1件	864円
	電信扱	5万円未満	1件	648円	
		5万円以上	1件	864円	
上記*印⇒相続手続き時に当組合制定の相続依頼書に基づいて、相続預金を自店内又は僚店に振込む場合、振込手数料は無料となります。					
振込関係	ATM扱い	本支店同一店舗宛	電信扱	5万円未満 108円 5万円以上 216円	
		当組合本支店宛	電信扱	5万円未満 108円 5万円以上 324円	
	他行宛	電信扱	5万円未満	1件 (組合員) 324円 (非組合員) 432円	
			5万円以上	1件 (組合員) 540円 (非組合員) 648円	
	アンサー	本支店同一店舗宛	電信扱	5万円未満 無料 5万円以上 無料	
		当組合本支店宛	電信扱	5万円未満 108円 5万円以上 216円	
		他行宛	電信扱	5万円未満 324円 5万円以上 540円	
		給与・賞与振込(法人)			1件 無料
	代金取立	僚店券(同一店舗)		1通 108円	
		僚店券(本支店)		1通 216円	
		県内他店券		1通 432円	
		広域他店券		1通 972円	
		個別取立	至急 普通	1通 1,080円 1通 972円	
当座預金関係	僚店券(同一店舗)			1通 無料	
	僚店券(本支店)			1通 108円	
	県内他店券			1通 324円	
	広域他店券			1通 972円	
	配当金取立	県内 県外		1通 216円 1通 432円	
	小切手帳			1冊 2,160円	
	約束手形帳			1冊 2,160円	
	為替手形帳			1冊 2,160円	
	共同小切手			1枚 108円	
	手形用紙	本口座 専用口座		1枚 108円 1枚 540円	
再発行 改印	専用口座新規開設手数料			1件 3,240円	
	新規署名鑑登録手数料(変更も含みます)			1件 5,400円	
	自己宛小切手			1枚 540円	
	キャッシュカード(紛失・盗難による再発行の場合に限ります)			1枚 1,080円	
	預金通帳			1冊 1,080円	
	預金証書			1枚 1,080円	
	定期預金・定期積金・通知預金			無料	
	普通預金・貯蓄預金・納税準備預金(本籍変更による名義変更、相続手続きに伴う改印は無料)			1冊 216円	

種類			単位	手数料額
信用組合取引約定書新規取扱手数料			1部	5,400円
カードローン新規取扱手数料			1件	無料
一部繰上償還手数料	住宅ローン		1件	3,240円
	平成22年6月17日以前実行	住宅ローン以外	1件	5,400円
	平成22年6月18日以降実行	おまとめローン(ライフ保証)	1件	無料
	平成22年6月18日以降実行	おまとめローン(ライフ保証)以外の消費者ローン	1件	1,080円
	平成22年6月18日以降実行	上記以外の証券貸付(アパートローン・事業性融資等)	1件	5,400円
全額繰上償還手数料	住宅ローン(他行資金による住宅ローン全額繰上償還の場合一律32,400円)	実行後3年内	1件	3,240円
	平成22年6月17日以前実行	実行後5年内	1件	2,160円
	平成22年6月17日以前実行	実行後7年内	1件	1,080円
	平成22年6月17日以前実行	実行後7年超	1件	無料
	住宅ローン以外(他行資金によるアパートローン・事業性融資の金額繰上償還の場合一律54,000円)	実行後7年内	1件	5,400円
金利変更手数料	住宅ローン(アパートローン・事業性融資等によるアパートローン・事業性融資の全額繰上償還の場合一律54,000円)	実行後7年超	1件	無料
	平成22年6月18日以降実行	おまとめローン(ライフ保証)	1件	無料
	平成22年6月18日以降実行	おまとめローン(ライフ保証)以外の消費者ローン	1件	1,080円
	上記以外の証券貸付(アパートローン・事業性融資等)によるアパートローン・事業性融資の全額繰上償還の場合一律54,000円)	実行後7年内	1件	5,400円
	上記以外の証券貸付(アパートローン・事業性融資等)によるアパートローン・事業性融資の全額繰上償還の場合一律54,000円)	実行後7年超	1件	無料
貸出条件変更手数料	住宅ローン	固定金利選択時	1件	5,400円
	固定金利から変動・連動金利			1件 5,400円
	固定金利での引下げ			1件 無料
	貸出期限延長			1件 10,800円
	1億円以内			1件 75,600円
取扱手数料	1億円超			1件 108,000円
	火災保険賃貸設定手数料			1件 1,080円
	確定日付	確定日付料	1件	1,080円
	確定日付	確定日付設定手数料	1通	700円
	(根) 抵当権設定事務手数料			1件 324円
各種証明書発行手数料	新規・増額・譲受・追加・差替			1件 32,400円
	追加設定が条件の新規			1件 43,200円
	減額・順位変更・譲渡・一部解除・抹消・その他の変更			1件 10,800円
	都度発行			1通 648円
	定期発行(郵送の場合は送料実費)			1通 324円
残高証明書発行手数料	年末住宅取得控除用			1通 324円
	英文発行			1通 1,080円
	依頼人指定用紙			1通 1,080円
	会計監査法人制定用紙			1通 3,240円
	融資証明書			1通 10,800円
当組合が利害関係人として発行する同意書・承諾書等の発行手数料	取引証明書			1通 216円
	取引明細表			1枚 54円
	火災保険金直接支払			1通 1,080円
	その他			1通 5,400円
	債務保証に係る事務取扱手数料(保証料は別途)			1件 5,400円
情報開示手数料(郵送は「本人限定郵便」とし別途600円)	情報開示手数料(郵送は「本人限定郵便」とし別途600円)			1件 864円
	国債口座管理手数料(年間)			無料
	株式払込手数料(消費税等は別途)			1通 54円
	5,000万円以上			払込金額の2/1000
	5,000万円未満			払込金額の3/1000

でんさいネット手数料

受入手数料項目		単位	手数料額
利用者登録事務手数料		1件	5,400円
発生記録請求*	他行宛	1件	648円
発生記録請求*	当組合宛	1件	324円
譲渡記録請求*	他行宛	1件	324円
譲渡記録請求*	当組合宛	1件	216円
分割譲渡記録請求*	他行宛	1件	648円
分割譲渡記録請求*	当組合宛	1件	324円
入金手数料		1件	216円
変更記録請求(属性内容)		1件	無料
変更記録請求(債権内容)*		1件	324円
変更記録請求(債権内容)書面		1件	2,160円
保証記録請求*		1件	216円
支払等記録請求*		1件	216円
開示請求(通常開示)		1件	324円
開示請求(特例開示)		1件	3,240円
口座間送金決済中止手数料		1件	864円
支払不能情報照会手数料		1件	3,240円
残高証明発行手数料	定例発行方式	1件	1,620円
残高証明発行手数料	都度発行方式	1件	4,320円
事務代行手数料		1件	1,080円

注)インターネットバンキング以外の受付において*印の項目は別途事務代行手数料がかかります。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

（2）役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	112	200
監事	18	50
合計	130	250

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事16名、監事3名です（退任役員を含む）。

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事14,046千円であります。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成27年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」、「専任職給与規程」及び「嘱託に関する内規」に基づき支払っております。

なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自組合の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なりスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

● 主要な商品・各種サービスのご案内 ●

■ 個人向け融資

種類	お使いみちなど
住宅ローン	マイホーム建築のためのローンです。住宅用土地・建売住宅の購入及び新築・増改築資金としてご利用いただけます。 * 固定金利型 * 固定金利選択型（3年・5年・10年） * 変動金利型 * 運動金利型
リフォームローン	住宅（車庫を含みます）改良・修理・増改築、造園ならびに屋外付帯工事、給排水工事および給湯関係工事など、住宅に関連する工事資金にご利用いただけます。ご融資額は10万円～1,000万円以内の1万円単位です。
ぽけっとカードローン	手続き簡単・スピード審査・担保保証人不要・ご利用限度額50万円まで何回でもご利用いただけるカードローンです。
ぽけっと300カードローン	手続き簡単・スピード審査・担保保証人不要・ご利用限度額は100万円・200万円・300万円の各コースから選べ、各コースのご利用限度額まで何回でもご利用いただける大型のカードローンです。
まなびやカードローン	お子さまの入学金や授業料等の納付金・その他進学・教育のために必要な資金を専用のローンカードにより、ATMを使用して限度額の範囲でご利用いただけるカードローンです。ご利用限度額は100万円以上300万円以下の10万円単位です。
女性専用パステルカードローン	当組合営業区域内に居住する女性就業者（配偶者に収入がある専業主婦も申込可）または、住所を有する事業所に勤務する女性がご利用いただけます。手続き簡単・お使いみち自由・担保保証人不要・ご利用限度額は20万円・30万円・50万円・70万円・100万円・200万円の各コースから選べ、各コースのご利用限度額まで何回でもご利用いただける女性専用カードローンです。
教育ローン「まなびや」	お子さまの入学金や授業料等の納付金・その他進学・教育のために必要な資金をご利用いただけます。 ご融資は10万円～300万円以内の1万円単位です。 ※教育ローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
マイカーローン	新車・中古車を問わず自家用自動車のご購入にご利用いただけます。 ご融資額は10万円～500万円以内です。 ※マイカーローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
フリーローン・フリーミドルローン	事業性資金・運転資金など特殊な資金使途を除き、お使いみち自由なローンです。 ご融資額は10万円～300万円（フリーローン・ミドルは200万円）以内の1万円単位です。 ※フリーローンは、「やまなし子育て応援カード事業」に協賛した金利優遇のお取扱いがございます。
グッドライフパートナー 「マイカーローン」「教育ローン」「フリーローン」	当組合と職域提携を行った企業の役職員または、職域提携に準する企業等の役職員で、当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけます。 ご融資額は、10万円～500万円（フリーローンは10万円～300万円）以内で1万円単位です。
ゆうゆうライフローン	公的年金受給者の健康で文化的な「ゆうゆう生活」に必要な資金としてご利用いただける、お使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～100万円以内の1万円単位です。
介護ローン	介護器具・用具の購入、介護のための家屋改装、在宅介護のヘルパー費用、介護施設入居保証金等の費用など、介護に要する様々な費用にご利用いただけます。 ご融資額は10万円～300万円以内の1万円単位です。
ミリオンローン	事業性資金・高利借入決済資金・投機性資金・運転資金などの資金使途を除き、お使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の1万円単位です。
生活支援ローン	当組合住宅ローンをご利用いただいているお客さまで、年収200万円以上の方がご利用いただけます。事業性資金を除き、お使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の10万円単位です。
生活者再生支援ローン	他金融機関、信販会社、クレジット会社、消費者金融会社等からの借入金をまとめて、一本化する資金をご利用いただけるローンです。 ご融資額は10万円～1,000万円以内の1万円単位です。
セレクトワン	別々にご利用中のローン（事業性に係る負債およびショッピングクレジット・住宅ローン・目的型ローンの整理を除く）の一本化をご利用できる商品です。担保・保証人不要です。資金使途自由（事業性資金除く）なフリーローンとしてもご利用できます。ご融資額は10万円～300万円以内（専業主婦は100万円以内）の1万円単位です。
グッドライフローン	当組合営業区域内に居住または勤務されているお客さま（個人事業主を含む）で、当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけます。事業性資金・旧債決済資金・投機性資金を除きお使いみち自由なローンです。ご融資額は10万円～200万円以内の10万円単位です。
ペアローン	定期積金とローンをセットした大変便利なローンです。いざという時定期積金給付契約額の範囲内で融資が受けられます。定期積金加入の時「ペア積金」にご加入下さい。
グッドライフ・カードローン	当組合住宅ローンをご利用いただいているお客さまで、当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけるカードローンです。ご利用限度額は300万円（住宅ローンの完済時年齢が満70才を超える場合は200万円）です。
エコライフローン	当組合の営業区域内において、申込人または家族が所有する住宅に太陽光発電設備等（エコキュート含む）を設置する費用をご利用いただける商品で当組合指定の保証会社の保証が受けられる方がご利用いただけます。ご融資額は10万円～500万円以内の1万円単位です。

※金利優遇

給与振込・年金振込・公共料金振替契約等、お客様のお取引状況により金利を優遇するお得なサービスも用意しております。詳しくは窓口にご相談ください。

■ 事業者向け融資

種類	お使いみちなど
長期ローン	土地の購入・長期の運転資金・設備資金等をご利用いただける長期で大型なローンです。毎回一定の元金と利息との合計額を返済する元利均等返済型、毎回一定の元金を返済する元金均等返済型がございます。 * 固定金利型 * 変動金利型 * 運動金利型
アパートローン	当組合の営業地域内へのアパートの新築や増改築をご利用いただけます。
事業者カードローン	一定の範囲内で、必要なときに、必要な金額を自由にカードでおご利用いただけます。保証協会付保となります。
「オパールαワイド」「ビジネスα」	山梨県信用保証協会との提携によりスピード審査・無担保で、地域中小企業・個人事業主の運転資金・設備資金をご利用いただけます。
創業・新事業特別融資	当組合営業区域内で事業を営む法人・個人事業主の運転資金・設備資金をご利用いただけます。
農業者向け融資（ファーム5000）	地域に貢献されると認められる、創業・新事業者の設備資金・運転資金をご利用いただけます。
大月法人会会員向け 提携融資商品 「法人会提携ローン」	日本政策金融公庫との提携商品、業歴3年以上の農業を営む法人および個人の方の運転資金・設備資金をご利用いただけます。
山梨県歯科医師協同組合・組合員さま向け提携ローン	大月法人会の会員で、当組合営業地域内に登記された事業所を有し、1年以上同一事業を営み、「法人会提携ローン 会員確認書」の発行を受けられる中小企業の運転資金または設備資金（土地・建物の取得資金を除く）をご利用いただけます。ご融資額は500万円以内（信用保証協会付保 有）、300万円以内（信用保証協会 無）です。
小規模事業者カードローン 「ベンリー500」	歯科医師協同組合の組合員で、当組合の営業地区内に、居住あるいは事業所を有していて、歯科医師協同組合から「承諾書」を交付されている方の消費資金（投機的資金・事業性資金を除く）をご利用いただけます。ご融資額は10万円～300万円以内の1万円単位です。
消費税納稅ローン	2年以上同一事業を営み、直近2年間のいずれかの決算において利益計上し、預金取引が6ヶ月以上ある法人及び個人事業主が運転資金としてご利用いただけます。ご利用限度額は100万円以上500万円以内で保証協会付保となります。

主要な商品・各種サービスのご案内

預金のご案内

当座預金	商取引などの小切手・手形のお支払いのための預金です。 現金を持ち歩かず資金を安全・効率的に活かすことができます。
普通預金	サイフ代わりに何時でもお預け入れ、お引き出し自由な預金です。給与・年金・配当金の自動受け取り、公共料金やクレジット代金の自動支払いなどご利用ください。 お引き出しはキャッシュカードが便利です。 ○決済用預金(無利息型普通預金) ペイオフ解禁拡大(平成17年4月)以降も、預金保険制度により全額が保護される普通預金です。
総合口座	「ためる」「有利な定期預金」「支払う・受取る」「便利な普通預金」「借りる」「手間のかからない融資」の機能が一冊の通帳にセットされています。万一普通預金の残高が不足しても、定期性預金の残高の90%(最高200万円)まで自動的にご融資いたします。 ○普通預金 ○期日指定定期預金 ○スーパー定期預金 ○変動金利定期預金 ○定期積金
貯蓄預金「まごころ」	普通預金の手軽さに有利さをプラスし、しかも使いたい時いつでも引き出せる、個人の方を対象にした出し入れ自由な預金です。お利息は残高の階層別により定期預金なりの利率が付利されます。なお、給与・年金・配当金の自動受け取り、公共料金やクレジット代金の自動支払いなどにはご利用できません。
通知預金	まとまったお金を短期間預けるのに適した預金です。お引き出しは2日前までにご連絡ください。
納税準備預金	税金納付のための準備預金としてご利用ください。お利息に税金はかかりません。
定期預金	○期日指定定期預金 お預入れ期間に応じた有利な利率で1年毎の複利計算をいたします。1年据え置き後、1ヶ月前にご通知いただければ、満期日を指定できますし、元金の一部(1万円以上)を引き出すこともできる定期預金です。 ○スーパー定期 預入金額1,000万円未満で、金利が金融市場の金利動向に応じて決定される高利回りの自由金利型定期預金です。 ○大口定期預金 預入金額1,000万円以上で、スーパー定期同様金利が金融市場の金利動向に応じて決定される高利回りの自由金利型定期預金です。 ○変動金利定期預金 金利が金融市場の金利動向に応じて、預入日から6ヶ月毎に適用利率が見直される定期預金です。 ○うるおい定期預金 当組合に年金振込指定のお客さまに限り500万円まで預入可能な有利な定期預金です。 ○めぐみ定期預金 旧福祉定期預金に代わる有利な定期預金です。 ○つるしん退職金専用定期預金 退職金のお受取から1年以内の方を対象として、金利を上乗せする定期預金です。あわせて、年金受給口座を当組合にご指定(またはご予約)いただいた方には、さらに金利を上乗せします。 ○うるおいリザーブ定期預金 当組合に公的年金振込指定のご予約をいただける方がご利用できます。適用金利をお預入時の店頭表示金利から5倍した利率を満期日まで適用する定期預金です。
積立定期預金	いつでも気軽にムリなく確実に積み立てられます。口座振替の利用により毎月一定額を自動的に積み立てすることも可能です。目的に合わせてご利用ください。
定期積金	毎月一定日に一定の掛金で無理のない資金づくりができます。毎月一定額を積み立てる「定額式」と目標金額を決めていただいて積み立てする「目標式」があります。
	○あゆみ積金 お子さまの子育ての応援を目的とした定期積金です。ご契約時点において高校3年生以下の子さまがいる保護者の方(ご契約者名義は原則保護者の方となります。)が対象です。期間は3年・4年・5年・6年がございます。適用金利は、ご契約時の店頭表示の金利に契約年数に応じ次の倍率を掛けます。期間3年(2倍)、期間4年(3倍)、期間5年(4倍)、期間6年(5倍)となります。 ○ペアー積金 20歳以上の個人のお客さまを対象にした貯蓄と借入れがセットされた利便性の高い積立です。期間は2年~5年がございます。 ○グループ積金 地域の同好会・自治会活動・ボランティア活動等の参加会員の親睦を目的とした積立です。期間は1年、2年がございます。 ○マイホーム積金 住宅新築・マンション購入を目的として積み立てるものです。期間は3年~5年がございます。 ○まなびや積金 お子さまの教育資金を目的として積み立てるものです。期間は1年~5年がございます。 ○ピカピカ積金 人生の節目節目の記念日(ご誕生・七五三・ご入学・ご進学・ご卒業・新社会人・ご結婚等)をきっかけにして積み立てるものです。期間は1年~5年がございます。 ○ほのぼの積金 年金受給者の方を対象にしております。年金のお受け取りに合わせて年金受給預金口座より隔月で自動振替となります。期間は3年~5年がございます。 ○消費税納税積金 消費税を納付することを目的として積み立てるものです。対象は法人及び個人事業主の方に限られます。適用金利はご契約時の店頭表示金利に上乗せした利率を満期日まで適用いたします。期間は6ヶ月以上12ヶ月以下の1ヶ月単位でご利用できます。 ○まごころ積金 積立目的を特に限定しないで自由に積み立てる積金です。期間は1年~5年がございます。 ○うるおいリザーブ積金 当組合に公的年金振込指定のご予約をいただける方がご利用できます。適用金利はご契約時の店頭表示金利から5倍した利率を満期日まで適用いたします。期間は3年以上6年以下の年単位がございます。
財産形成預金	○一般財形預金 給与・ボーナスから天引きで積み立てる預金で、お勤めの方の長期にわたる財産作りに最適です。 ○財形年金預金 給与・ボーナスから積み立てて、満60歳以降に年金タイプでお受取りになる預金で、老後のための私的年金として最適です。また財形住宅預金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。 ○財形住宅預金 住宅の取得や増改築を目的として給与・ボーナスから天引きで積み立てる預金です。また、財形年金預金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。
譲渡性預金(NCD)	大口の余裕資金を有利に運用します。金利は市場実勢に応じて決定され、満期日前に譲渡することができる預金です。

主要な商品・各種サービスのご案内

各種サービスのご案内

内 國 為 替	各営業店をオンラインで結び、さらに全国ネットの全銀データシステムへの加入により迅速・確実にご送金・お振込みができます。
外 國 為 替	全国信用協同組合連合会をとおして外国へのご送金を取り扱っております。
年金自動受取サービス	一度手続きするだけで、指定の口座に自動的に年金がお振込みになります。(年金定期預金「うるおい」がご利用になれます。)
企業会計システム	各種料金(売上代金・月謝・新聞代・家賃等)の回収をお客様の集金先から口座振替によって回収し、お客様の口座にお振込みするサービスです。
公共料金自動支払サービス	お客様の預金口座から各種公共料金をはじめローンの返済金・クレジットカードの代金決済・保険料等のお支払いを自動的に行います。
給 与 振 込 ・ 給与の自動受取サービス	会社経営で従業員への給与・賞与の振込みをされる場合、磁気テープなどによるお取り扱いもできます。また、従業員の方で給与・賞与の振込みをご指定の口座にご入金いたします。
キャッシュカード (ICキャッシュカード)	当組合のATM(現金自動預入支払機)による預金のお引き出しとお預け入れに、また、全国各地の提携金融機関の現金自動機によるお引き出しをご利用いただけます。
ピーター・パンカード	ショッピングカードでありJCB・UC/VISA・UC/マスターの選択により当該カードの加盟店をご利用いただけます。
点字刻印サービス	視覚障害の方のためのサービスとして通帳・証書に氏名・金額等の点字刻印サービスを行っております。
外貨宅配サービス 外貨両替サービス	外貨宅配サービスは、お客様が直接、ファックスまたはインターネット(当組合ホームページから三井住友銀行の外貨宅配サイトへリンク)にて申込み、外貨現金を自宅や勤め先など、指定の場所まで宅配業者が代金引換にて外貨を配達するサービスです。また、本店営業部では外貨両替サービスを取り扱っております。
デビットカードサービス	全国各地の小売・サービス業などの加盟店で、キャッシュカードを現金代わりにして貰物代金やサービス利用料を即時にお支払いできるサービスです。
個人向け インターネット・モバイルバンキング	パソコン、携帯電話などからお振込み・残高照会・ペイジー(税金・各種料金払込みサービス)がご利用いただけます。
法人向け インターネット・モバイルバンキング	オフィスのパソコンからインターネットを通じて預金残高や入出金明細の確認、資金移動(振込・振替)、総合振込や給与・賞与振込・ペイジー(税金・各種料金払込みサービス)がご利用いただけます。
国債の窓販	安全・確実な国債(利付、個人向け国債)を窓口で販売しております。計画的な財産づくりにお役立てください。
投資信託の窓販	お客様の多様化する資産運用ニーズにお応えします。
保険商品の窓販	住宅ローン関連の長期火災保険、個人年金保険、がん保険、学資保険等を取り扱っております。
貸金庫・保護預り	お客様の預金通帳・貴金属等の貴重品を火災や地震・盗難などから安全確実にお守りいたします。
夜間金庫	営業時間外のご入金にご利用できます。
各種相談サービス	顧問弁護士による法律相談をはじめ年金等の相談も気軽にご相談ください。毎月1回開催しております。お申し込みは各営業店窓口で行っております。
各金融機関との 相互入金サービス	当組合は、各業態の金融機関との間で、相互のATMを利用したキャッシュカードによる預金の預入れ業務提携(入金ネット)がご利用できます。
ゆうちょ銀行ATMとの オンライン提携	『ゆうちょ銀行のキャッシュカード』が『つるしんのATM』をご利用いただけます。また、『つるしんのキャッシュカード』が『全国のゆうちょ銀行のATM』をご利用いただけます。お取引は入金・出金・残高照会がご利用いただけます。
海外旅行保険	新・海外旅行保険のインターネット契約サービスです。 お申し込みはつるしんホームページで行っております。
セブン銀行ATM [ご入金・お引出し手数料]一部無料	セブン-イレブン、イトーヨーカドーに設置されているセブン銀行ATMをご利用いただく場合、ご入金・お引き出し手数料が時間帯により無料になります。
でんさいネットサービス	(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)がサービスを提供する「でんさい」は、手形に代わる新たな決済手段です。インターネット(PC)等を通じてご利用頂けます。



投資信託・保険・共済商品のご案内

●取扱い投資信託のご案内

(平成28年4月1日現在)

ファンド分類		ファンド名	投資信託会社
株式	国内	インデックスファンド 225	日興アセットマネジメント
		インデックスファンド TSP	日興アセットマネジメント
		ダイワ・バリューステップ・オープン	大和投資信託
債券	国内外	MHAM 株式オープン	みずほ投信投資顧問
	国内	ダイワ MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	大和投資信託
		ダイワ日本国債ファンド (毎月分配型)	大和投資信託
	海外	ドルマネーファンド	DIAM アセットマネジメント
		明治安田外国債券オープン (毎月分配型)	明治安田アセットマネジメント
信託不動産	国内	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型)	大和投資信託
		MHAM J—REIT インデックスファンド (毎月決算型)	みずほ投信投資顧問
運用バランス	国内外	スーパーバランス (毎月分配型)	明治安田アセットマネジメント
		ダイワ・マルチアセット・ファンド・シリーズ (奇数月分配型)	大和投資信託

●取扱い保険・共済商品のご案内

取扱う保険商品および引受保険会社は以下のとおりとなります。

(平成28年4月1日現在)

保険種類	保険商品名	引受保険会社
予定利率変動型一時払遞増終身保険	夢のかたちプラス	日本生命保険相互会社
指定通貨建積立 利率変動型一時払終身保険	ロングドリーム GOLD	日本生命保険相互会社
個人年金保険	みらい応援歌	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
総合医療保険	メディカル kitR	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住宅ローン関連長期火災保険	マイホームびたっと	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
一般向け住宅火災保険	タフ・住まいの保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
一般物件火災保険	タフビズ事業者総合保険 店舗総合保険 普通火災保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
住宅ローン関連長期火災保険	しんくみ安心マイホーム	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
一般向け住宅火災保険	THE すまいの保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
一般物件火災保険	ビジネスオーナーズ 店舗総合保険 普通火災保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
債務返済支援保険	しんくみ安心サポート	共栄火災海上保険株式会社
8大疾病補償付債務返済支援保険	しんくみ8大サポート	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
海外旅行保険	OFF (オフ)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体傷害保険	ゆうゆうあんしんサポート	三井住友海上火災保険株式会社

上記保険商品に関して

○保険契約を引き受けるのは保険会社であり、保険金・返戻金・給付金等のお支払いは当該保険会社が行います。

○引受保険会社が破綻した場合には、保険金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、保険会社が破綻した場合の各保険商品の取扱いにつきましては、ご契約手続時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認ください。

取扱い共済商品および引受共済協同組合は以下のとおりとなります。

共済種類	共済商品名	引受共済組合
住宅ローン関連火災共済	県共済	山梨県火災共済協同組合

上記共済商品に関して

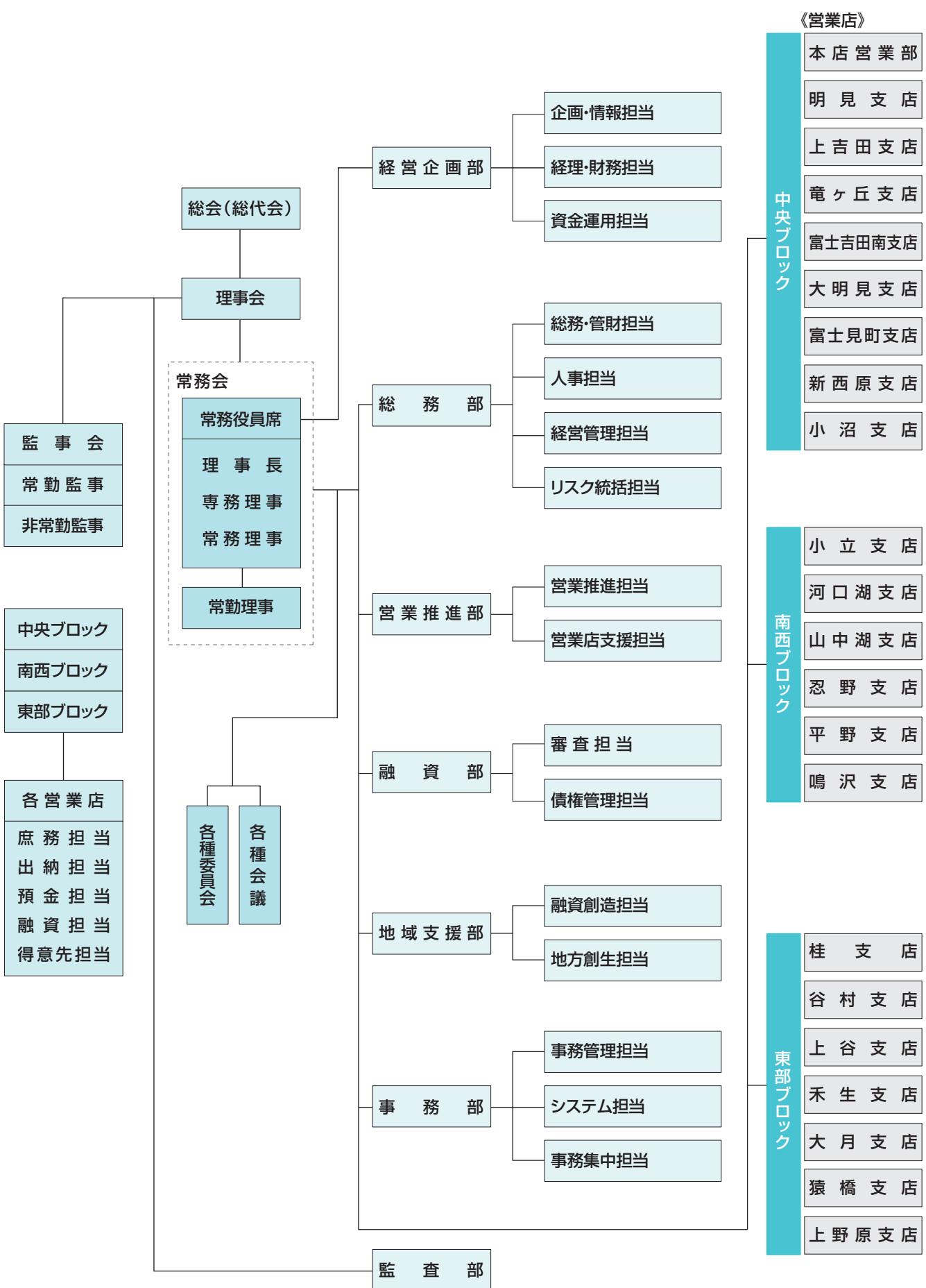
○共済契約を引き受けるのは共済協同組合であり、共済金・返戻金・給付金等のお支払いは当該共済協同組合が行います。

○引受共済協同組合が破綻した場合には、共済金・返戻金・給付金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が減額される可能性があります。

なお、共済協同組合が破綻した場合の共済商品の取扱いにつきましては、ご契約手続時にお渡しする「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご確認ください。

事業の組織

(平成28年4月1日現在)



総代会等に関する情報開示

1. 総代会の仕組み、機能

■ 総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員49,339名(平成28年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要な事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、目安箱やホームページ、お客様アンケートなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、地区(選挙区)ごとに自ら立候補した方もしくは組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

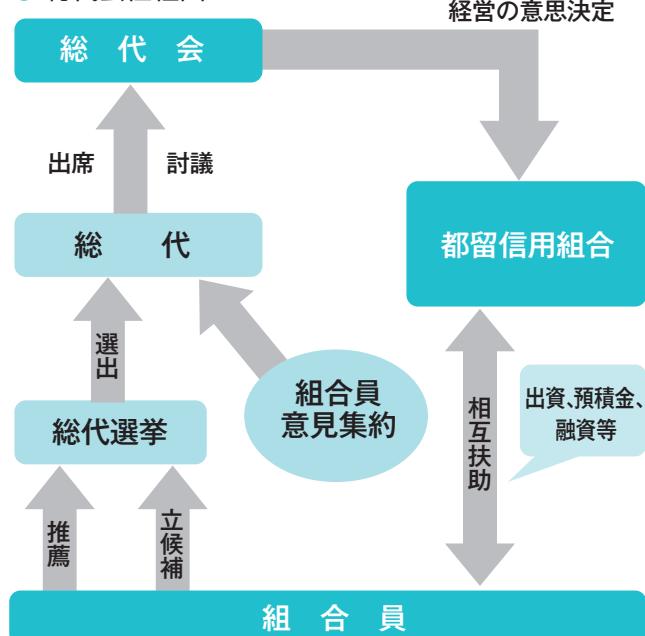
(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を15の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上150人以内です。地区別の定数は、地区的組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

なお、平成28年3月31日現在の総代数は150人、組合員数は49,339人です。

● 総代会仕組図



3. 第65期通常総代会の決議事項

平成28年6月24日開催の第65期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれの原案のとおり承認可決されました。

(1) 報告事項

平成27年度第65期

事業報告、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 平成28年度第66期事業計画案及び取支予算案承認の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 借入金最高限度額決定の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 理事・監事の退任に係る退職慰労金の支給について
理事会・監事會に委任することの承認を求める件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第5号議案 組合員法定脱退の件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第6号議案 定款一部変更に関する件

・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

4. 総代選挙規約～抜粋～

第2条(選挙者名簿)

総代の選挙はあらかじめ選挙区ごとに理事長が作成した選挙者名簿によって行う。

2 前項の選挙者名簿は選挙期日の14日前に確定する。

第3条(選挙の執行)

選挙は総代の任期満了の日前30日以内に行うものとする。

第4条(選挙期日)

総代の選挙期日は理事長が定め、20日前までに公告しなければならない。

第6条(総代の定数、選挙区及び選挙区ごとの定数)

総代の定数は、100人以上150人以内とする。

2 前項の地区及び各地区において選挙すべき総代の数は別表の通りとする。

第8条(公告)

選挙長は選挙期日から10日前までに投票所の所在の場所、日時、選挙管理人及び選挙立会人の氏名を公告しなければならない。

第13条(投票の方法)

組合員は投票所において、投票用紙にその選挙区において選挙される総代の定数まで選挙しようとする候補者の氏名を連記して投票箱に入れなければならない。

2 選挙長は必要があるときは、あらかじめ候補者の氏名を列記した

投票用紙を作製し、組合員が投票しようとする候補者の氏名の上に○印を自記する方法によって投票させることができる。

第17条

総代になろうとする者は、選挙期日の10日前までにその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 組合員が他の組合員を総代候補者としようとするときは、本人の承諾を得て前項の期間内にその推薦の届出をすることができる。

3 前各項の規定による候補者の届出があったときは選挙長は直ちに候補者の氏名を公告しなければならない。

第18条(当選者)

投票の多数を得た者をもって当選者とする。

2 当選者を定めるに当たり投票数が同じであるときは、選挙管理人が抽選で当選者を定める。

3 第21条の規定により当選を辞したものがあるときは、次点者をもって逐次当選者とする。

第19条(無競争当選)

第17条各項の規定による届出のあった総代候補者が、その選挙区における総代の定数を超えないときは、その総代候補者をもって当選者とし、その選挙区において投票は行われない。

2 前項の規定により投票を行わないことになったときは、選挙長は直ちにその旨を公告しなければならない。

5. 総代の選挙区と総代氏名〈平成28年3月末現在・敬称略〉

選挙区	定員	実数	総代氏名
富士吉田市第1	10人	10人	渡辺教一①、渡辺博⑤、渡辺純三◆、渡辺吉勝⑥、田辺丈人⑤、田辺朝男◆、杉田健次◆、田辺信雄◆、渡辺一◆、舟久保秀樹②
富士吉田市第2	6人	6人	保坂仁一◆、眞田真喜雄⑦、渡辺儀春②、前田市郎①、神田俊彦⑥、渡辺進⑤
富士吉田市第3	8人	8人	広瀬南⑤、渡辺富美明⑨、渡辺正文⑤、渡辺均①、渡辺君則⑥、渡辺一夫⑥、大森剛仁⑦、三浦昇②
富士吉田市第4	10人	10人	加々美博三④、吉元義正②、宮下完尔④、羽田政明②、加藤信⑤、羽田政人①、勝俣謙吾②、宮下和明④、羽田幸寿⑥、羽田久⑤
富士吉田市第5	19人	19人	羽田寛③、小俣一雄③、小俣昌一②、山本都重◆、新海英雄⑥、武川以爾身⑦、小佐野昇一③、山口武人①、佐藤洋一⑤、梅谷建治◆、坂本肇③、上小澤隆⑤、宮下好文②、長田豊明②、宮下正美⑥、佐藤達⑧、川上洋一郎③、西川潔②、宮下俊吉②
富士吉田市第6	3人	3人	勝俣米治①、分部義照③、大谷政美④
南都留郡西桂町	4人	4人	高山三千男⑦、山崎泰洋⑤、三枝柳太郎②、武藤英之⑤
南都留郡忍野村	6人	6人	奥浦喜輝◆、桜井秀志⑤、三浦哲朗②、大森敏正⑤、渡辺主彦⑤、天野明彦②
南都留郡山中湖村・道志村	8人	8人	高村茂◆、高村照己①、高村理三郎②、羽田廣樹⑤、長田幸⑤、長田照樹②、加藤正芳◆、長田聰②
南都留郡富士河口湖町第1	8人	8人	渡辺洋④、小林武◆、渡辺昭夫②、小佐野量◆、三浦征治朗①、渡辺慎次⑦、小林文平◆、渡辺淳④
南都留郡富士河口湖町第2	13人	13人	外川政男①、渡辺宗一◆、中村茂③、中村一信①、外川孝夫◆、中野貴民②、吉野保美②、流石喜久巳◆、外川健⑦、中村太一①、堀内直人◆、天野良二⑥、小佐野国博③
南都留郡鳴沢村	3人	3人	渡辺月丸◆、三浦利雄③、小林喜代次②
都留市	23人	23人	水岸富美男①、山口平八◆、関山俊一⑧、岡本耕一②、上杉武次⑧、山下明⑦、藤森利一③、矢頭孝史②、幡野美好⑤、相川義美②、林武⑦、細田正光③、小俣政英②、金子實③、岩下巖⑨、山口一郎⑦、神宮寺克己②、中野功夫⑥、萱沼善三郎③、野武一雄⑥、熊坂栄太郎③、並木茂③、内藤正昭②
大月市	17人	17人	仲出川進⑥、滝口哲夫◆、小林智光◆、星野喜忠②、小林紀道⑤、大戸清之⑥、清水文勝②、天野猛雄②、小俣敏政⑤、関本操②、阿部強◆、田原真人④、関戸良一⑧、甘利康幸②、鯨岡廣文⑦、小俣昭男⑦、渡辺守人①
上野原市	12人	12人	加藤隆⑧、佐藤喜夫◆、倉田雅文②、守屋博文⑧、石原英司⑤、白木良雄④、富田拓也①、石井脩徳⑧、守屋武⑦、加藤広⑤、落合益美⑦、一ノ宮富男④
合 計	150人	150人	

(注)1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

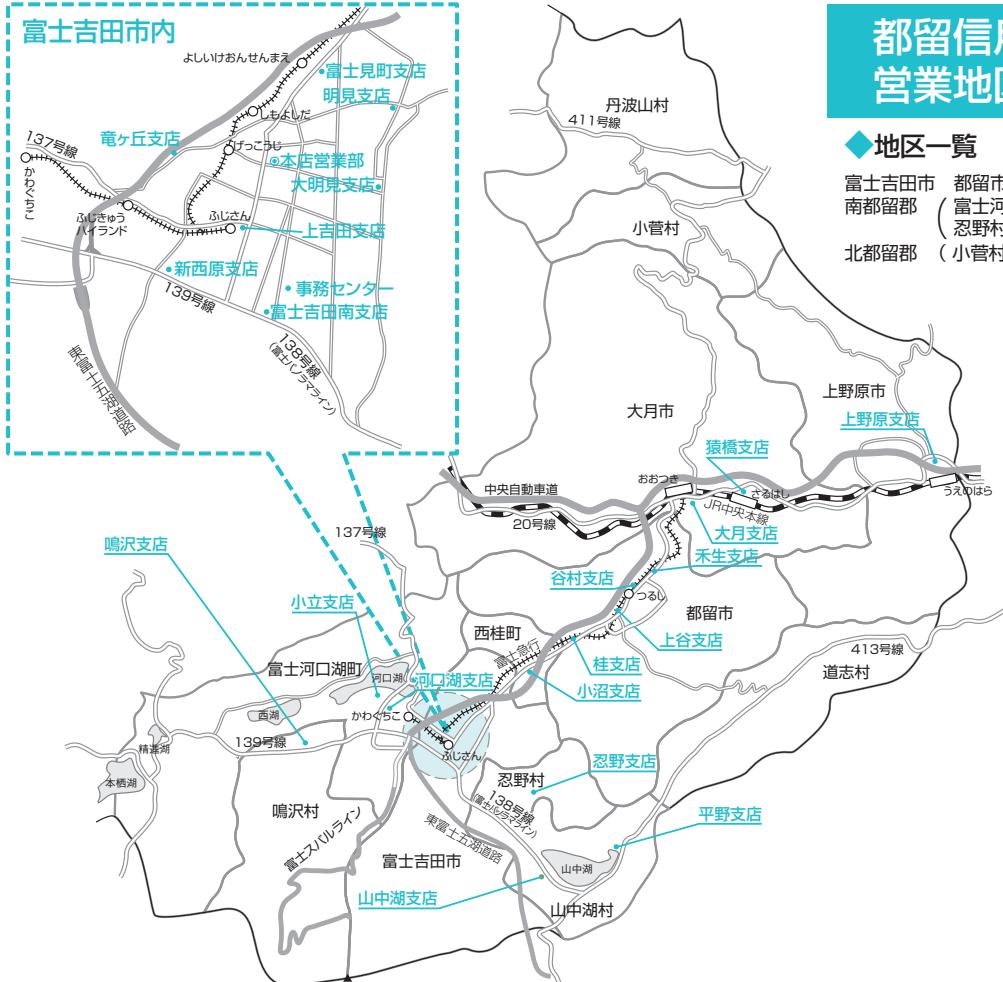
2. 就任回数が10回以上となる場合は◆で示しております。

つるしんネットワーク

■キャッシュコーナーのご案内

(平成28年6月末現在)

区分	設置場所	運用時間帯		
		平日	土曜日	日曜日・祝日
店舗内	本店営業部	8:30~19:00	8:30~19:00	9:00~19:00
	明見支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	上吉田支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	竜ヶ丘支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	富士吉田南支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	大明見支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	富士見町支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	新西原支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
店舗外	桂支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	谷村支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	上谷支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	禾生支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
大月市	大月支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	猿橋支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
上野原市	上野原支店	8:30~20:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	小立支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
南都留郡	河口湖支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	山中湖支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	小沼支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	忍野支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	平野支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	鳴沢支店	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	富士吉田市役所前出張所	9:00~18:00		
	富士吉田市立病院出張所	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
店舗外	イツツモア赤坂ショッピングセンター出張所	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00
	セルバ本店出張所	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	都留市役所前出張所	9:00~18:00	9:00~17:00	
	ホームセンターオーツル出張所	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
南都留郡	真木出張所	8:30~19:00	8:30~17:00	
	河口湖ショッピングセンター出張所	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	湖北ビューライン出張所	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	山梨赤十字病院出張所	9:00~18:00		
	富士河口湖町役場前出張所	9:00~18:00	9:00~17:00	
	ファナック生活センター出張所	8:30~19:00	8:30~17:00	9:00~17:00
	道志村役場前出張所	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	道の駅どうし出張所	9:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	キヤノンアルバ出張所	9:00~18:00		



都留信用組合 営業地区のご案内

◆地区一覧

富士吉田市 都留市 大月市 上野原市
南都留郡 (富士河口湖町 西桂町 山中湖村)
北都留郡 (小菅村 丹波山村)

お客さまへの大切なお知らせ

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴う お取引時の確認についてのお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正され、これまで信用組合では、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認(取引時確認)させていただいております。

何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

お客様への確認(取引時確認)が必要な主なお取引

- ① 口座開設・貸金庫・保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込・持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

お客さまに確認させていただく事項

確認事項	
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日
	◎職業・取引を行う目的 (ご本人以外の方が来店された場合) 来店された方の氏名・住所・生年月日等
法人のお客さま	名称・本店または主たる事務所の所在地 来店された方の氏名・住所・生年月日等
	◎事業の内容 ◎取引を行う目的 ◎譲決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日

- * 確認書類につきましては、窓口等にお問い合わせください。
- * 平成28年10月から、同法の改正にともない取引時確認の方法が一部変わります。
 - 主な改正内容(平成28年10月1日施行)
 - ・顔写真の無い本人確認書類(健康保険証等)を金融機関に提示する場合、別の本人確認書類の提示などが必要となります。
 - ・法人の取引担当者の方の権限確認の方法として社員証が使用できなくなります。

キャッシュカードや暗証番号の取り扱いにご注意!

- ◆暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めいたします。
- ◆暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単に行えますので、定期的に変更することをお勧めいたします。
- ◆預金の引き出しの際に、暗証番号を後ろから盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。
- ◆貴重品ボックスなどを利用する際は、キャッシュカードの暗証番号と同一の暗証番号の使用を避けてください。
- ◆当組合の職員や警察官などが店舗外や電話などで暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な場合には、直ちに当組合本支店へご照会ください。

キャッシュカードが偽造され、引き出される被害が拡大しています!

- ◆キャッシュカードの磁気データをコピーした偽造キャッシュカードを使い、預金などが引き出される被害が拡大しています。このような被害に遭わないために、キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ◆キャッシュカードを入れた財布などを長時間手元から離すことがないようにしましょう。
- ◆空き巣や車上盗難に遭った際は、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があります。空き巣や車上盗難に遭った場合には、念のため、お取引店舗までご連絡ください。

お問い合わせ

■ キャッシュカード・印鑑・通帳・証書の盗難・紛失

受付時間:平日(9:00~17:00) 各取引店までご連絡ください

上記以外の時間帯 信組ATMセンター

電話番号: **047-498-0151**

1. 紛失・盗難は、警察署にもお届けください。
2. ご連絡後は、再発行・印鑑変更等のお手続きが必要となりますので、お取引店までお越しいただきますようお願いいたします。
3. 第2・第4曜日の前日23:45~当日7:00までの間は、システムメンテナンス等のため対応業務は一時休止となりますので、よろしくお願ひいたします。

「振り込め詐欺」「架空請求」にご注意ください。

ご家族等を装い電話や文書で金銭の振込を要求する「振り込め詐欺」や、「架空請求」による被害が多発しています。

◆お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。

◆心当たりのない請求で不審に思われる場合には、当組合振り込め詐欺被害者相談窓口及び警察署や県民生活センターなどの消費生活相談窓口にご相談ください。

振り込め詐欺救済法に係る相談窓口

◆「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」が、平成20年6月21日に施行されました。

本法律は、振り込め詐欺の被害者救済の観点から、現在、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、残っている犯罪被害資金を被害者に返還する手続きについて定めた法律です。

◆当組合では、本法律の施行に伴い、下記の相談窓口（フリーダイヤル）を設置し、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当組合の口座に振り込んだ方からのご相談をお受けさせていただきます。

フィッシング詐欺(パスワード等の詐取)にご注意ください。

◆フィッシング詐欺とは、金融機関など企業からの電子メールを装い、電子メールの受信者に偽りのホームページにアクセスするように仕向け、そのホームページにおいて個人の金融情報など（ID、パスワード、暗証番号等）を入力させるなどして、個人の金融情報などを不正に取得しようとするものです。

◆当組合では、電子メールでIDやパスワード、暗証番号などお客様の重要な情報をお尋ねすることはございません。このようなお心当たりのない電子メールをお受けになった場合は、IDやパスワードなど重要な情報を入力されたり、電子メールにて回答などなさいないようにご注意ください。

また、当組合インターネットバンキングご利用時のログインID・ログインパスワード等の入力の際は、取引画面に正しくアクセスしていることをご確認ください。

金融機関と称した電子メール詐欺も発生していますのでご注意ください。

◆金融機関を偽り、セキュリティ強化の一環と称して本人確認を促す電子メールが配信され、インターネットバンキングのパスワードや暗証番号、ご利用のクレジットカードの番号や暗証番号などの重要情報を入力させることにより、個人情報を不正に取得しようとする事件が発生しております。当組合では、電子メールにてこうした暗証番号などの重要情報をお尋ねすることはいたしておりませんのでご注意ください。

「スパイウェア」にご注意ください。

◆「スパイウェア」は、インターネットや電子メールを介して、知らないうちにお客様のパソコンに侵入し、パスワード等の個人情報を第三者へ転送してしまうプログラムのことです。

インターネットバンキングのパスワード等が不正に入手され、お客様の預金が第三者に不正に振込みされるという悪質な事件が発生しておりますので、ご注意ください。

インターネットバンキングサービスのご利用停止について

「スパイウェア」感染が疑われる場合には、速やかに当組合へご連絡ください。お客様のインターネットバンキングのご利用を一時停止させていただきます。

また、萬一身に覚えのない不審な取引をご確認された場合は、当組合へご連絡いただぐとともに、最寄りの警察署にもご相談いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ内容	受付時間	お問い合わせ先電話番号	お問い合わせ先
商品・サービス	平日(9:00~17:00)	フリーダイヤル 0120-152640	都留信用組合 営業推進部
個人情報の取扱い等	平日(9:00~17:00)	フリーダイヤル 0120-302144	都留信用組合 総務部
お客さま相談・苦情窓口	平日(9:00~17:00)	フリーダイヤル 0120-302144	都留信用組合 総務部
振り込め詐欺被害者相談窓口	平日(9:00~17:00)	フリーダイヤル 0120-302144	都留信用組合 総務部
インターネットバンキング	平日(9:00~17:00)	0555-24-2600	都留信用組合 事務部

店舗一覧

■店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(平成28年6月末日現在)

区分	店名	店番号	郵便番号	住所	電話	店舗開設	日銀歳入復代理店
本部	本部	100	〒403-0004	富士吉田市下吉田二丁目19番11号	0555-22-2131		
	事務センター	100	〒403-0005	富士吉田市上吉田966-1	0555-24-2600		
営業店	本店営業部	001	〒403-0004	富士吉田市下吉田二丁目19番11号	0555-24-4812	昭和27年3月	○
	明見支店	005	〒403-0002	富士吉田市小明見1649	0555-23-2360	昭和27年8月	○
	上吉田支店	009	〒403-0005	富士吉田市上吉田二丁目6番2号	0555-23-4821	昭和47年10月	○
	竜ヶ丘支店	012	〒403-0014	富士吉田市竜ヶ丘二丁目4番11号	0555-24-2131	昭和56年2月	○
	富士吉田南支店	013	〒403-0005	富士吉田市上吉田1094-10	0555-24-3733	昭和58年3月	○
	大明見支店	017	〒403-0003	富士吉田市大明見四丁目9番23号	0555-22-6131	昭和60年8月	
	富士見町支店	050	〒403-0009	富士吉田市富士見四丁目2番6号	0555-24-3511	昭和63年9月	
	新西原支店	051	〒403-0017	富士吉田市新西原二丁目26番28号	0555-22-8118	平成元年12月	○
営業店	桂支店	007	〒402-0034	都留市桂町667	0554-43-4115	昭和27年6月	○
	谷村支店	011	〒402-0056	都留市つる一丁目18番18号	0554-43-2131	昭和52年11月	○
	上谷支店	016	〒402-0053	都留市上谷二丁目5番15号	0554-45-2131	昭和60年7月	
	禾生支店	056	〒402-0004	都留市古川渡510-1	0554-45-7121	平成9年2月	
	大月支店	008	〒401-0012	大月市御太刀一丁目7番3号	0554-22-1333	昭和36年9月	○
	猿橋支店	052	〒409-0617	大月市猿橋町殿上357-6	0554-22-2131	平成5年2月	
	上野原市	053	〒409-0112	上野原市上野原2026	0554-62-5311	昭和28年3月	○
	小立支店	002	〒401-0302	南都留郡富士河口湖町小立1935-1	0555-72-2148	昭和33年7月	○
南都留郡	河口湖支店	003	〒401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1376-1	0555-72-2131	昭和30年2月	○
	山中湖支店	004	〒401-0501	南都留郡山中湖村山中138	0555-62-2131	昭和38年7月	○
	小沼支店	006	〒403-0022	南都留郡西桂町小沼1706	0555-25-2131	昭和34年12月	○
	忍野支店	010	〒401-0511	南都留郡忍野村忍草1504-1	0555-84-3341	昭和50年5月	○
	平野支店	014	〒401-0502	南都留郡山中湖村平野1953-1	0555-65-7711	昭和59年7月	○
	鳴沢支店	018	〒401-0320	南都留郡鳴沢村1797-1	0555-85-3011	昭和61年11月	○

(注) 上記店舗のうち、本店営業部では「外貨(米ドル)の両替」業務を取扱っております。

■苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

【当組合総務部内《お客様相談・苦情窓口》】 ☎ 0120-30-2144

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 (電話：03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (電話：0570-022808)

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部内《お客様相談・苦情窓口》または山梨県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【山梨県信用組合協会 山梨地区しんくみ苦情等相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（祝日および信用組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：055-235-7340

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。
「*」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目であり、「○」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

概況・組織	貸出金等に関する指標	定量的な開示事項
1. 事業方針 1	40. 貸出金種類別平均残高* 21	76. 信用リスク削減手法に関する リスク管理の方針及び手続きの概要* 25
2. 事業の組織* 43	41. 貸出金固定・変動金利別残高の内訳* 21	77. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関するリスク管理方針 及び手続きの概要* 25
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)* 11	42. 貸出金担保の種類別残高* 21	78. 証券化工クスポートージャーに関する事項* 25
4. 当組合会計監査人の名称* 11	43. 債務保証見返の担保別内訳* 21	79. オペレーションリスクに関する事項* 25
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)* 48	44. 貸出金使途別残高* 21	80. 出資その他これに類するエクスポージャー 又は株式等エクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続きの 概要* 25
6. キャッシュコーナーのご案内 46	45. 貸出金業種別残高・構成比* 22	81. 銀行勘定における金利リスクに 関する事項* 25
7. 地区一覧 46	46. 預貸率(期末・期中平均)* 18	
8. 組合員数 10	47. 消費者ローン・住宅ローン残高 22	
9. 子会社の状況 該当事項なし	48. 代理貸付残高の内訳 24	
	49. 職員1人当りの貸出金残高 18	
	50. 1店舗当り貸出金残高 18	
主要事業内容	有価証券に関する指標	定量的な開示事項
10. 主要な事業の内容* 32	51. 商品有価証券の種類別平均残高* 取扱いなし	82. 自己資本の構成に関する事項* 26
業務に関する事項	52. 有価証券種類別平均残高* 22	83. 自己資本の充実度に関する事項* 27
11. 事業の概況* 12	53. 有価証券の残存期間別残高* 22	84. 信用リスクに関する事項 (証券化工クスポートージャーを除く)* 28
12. 経常収益* 18	54. 預託率(期末・期中平均)* 18	85. 信用リスク削減手法に関する事項* 30
13. 業務純益及びコア業務純益 19	55. 有価証券の時価等情報* 31	86. 派生商品取引及び長期決算期間取引の 取引相手のリスクに関する事項* 30
14. 経常利益(損失)* 18		87. 証券化工クスポートージャーに 関する事項* 30
15. 当期純利益(損失)* 18	経営管理態勢に関する事項	88. 出資等エクスポージャーに 関する事項* 30
16. 出資総額、出資総口数* 18	56. リスク管理態勢* 36	89. 金利リスクに関する事項* 30
17. 純資産額* 18	57. 法令等遵守態勢* 33	
18. 総資産額* 18	58. 中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組状況* 6	
19. 預金積金残高* 18	59. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容* 48	
20. 貸出金残高* 18	財産の状況	
21. 有価証券残高* 18	60. 貸借対照表* 14	
22. 単体自己資本比率* 18	61. 損益計算書* 15	
23. 出資配当金* 18	62. 剰余金処分(損失金処理)計算書* 17	
24. 職員数* 18	63. リスク管理債権及び同債権に対する保全額* 23	
主要業務に関する指標	64. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 [○] 23	
25. 業務粗利益及び業務粗利益率* 19	65. 有価証券、金銭の信託等の評価 20	
26. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支* 19	66. 外貨建資産残高 24	
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利潤* 19	67. オフバランス取引の状況 取扱いなし	
28. 受取利息、支払利息の増減* 19	68. 先物取引の時価情報 取扱いなし	
29. 役務取引の状況 19	69. オプション取引の時価情報 取扱いなし	
30. その他業務収益の内訳 18	70. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)* 23	
31. 経費の内訳 19	71. 貸出金償却額* 23	
32. 総資産経常利益率* 18	72. 会計監査人による監査* 24	
33. 総資産当期純利益率* 18	自己資本の充実の状況	
預金に関する指標	定性的な開示事項	
34. 預金種目別平均残高* 20	73. 自己資本調達手段の概要* 25	
35. 預金者別預金残高 20	74. 自己資本の充実度に関する 評価方法の概要* 25	
36. 定期預金残高の内訳* 20	75. 信用リスクに関する事項 (証券化工クスポートージャーを除く)* 25	
37. 財形貯蓄残高 20		
38. 職員1人当り預金残高 18		
39. 1店舗当り預金残高 18		

お客さまへのご相談・苦情等への対応

お客さまのご相談・苦情等につきましては誠意をもって対応いたしますので、当組合本支店の窓口もしくは本部相談・苦情(意見・要望)窓口までご連絡ください。

お客さま相談・苦情窓口

都留信用組合 総務部

フリーダイヤル **0120-302144**

(受付時間:平日 9:00~17:00)

Eメール keieikanri@tsurushinkumi.co.jp



都留信用組合

〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号
Tel.0555-22-2131 Fax.0555-22-2624
E-mail info@tsurushinkumi.co.jp

ホームページアドレス <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>

都留信用組合



スマホ、携帯は
こちらにアクセス

表紙の写真 権正光夫 氏(富士吉田市大明見在住)撮影



この印刷物は、環境にやさしいVOC(揮発性有機化合物)
成分フリーの植物油型インキを使用して印刷しました。